

京都市社会福祉協議会 基本計画・地域福祉推進計画

社会福祉法人京都市社会福祉協議会

は じ め に

京都市社会福祉協議会では、昭和 46 年に「総合企画委員会答申」を受けて以来、「住民主体の地域福祉」を柱に、小地域福祉活動の活性化と福祉のまちづくりをすすめてきました。その後、概ね十年ごとに策定されてきた数々の答申・計画は、常に地域福祉の向上をめざす社会福祉協議会（以下「社協」という。）活動の指針として活用され、市・区・学区社協は在宅福祉や福祉サービス事業の担い手として新たな活動を創り出してきました。その成果の一端は、全区社協の法人化、平成 15 年の「ひと・まち交流館 京都」の開館などに示されています。

しかし、社会状況の変化は激しく、社会福祉制度・施策も大きく変わり、社会経済の低迷や規制緩和、契約型への福祉制度改革が急速にすすむ中で、福祉の権利保障や個人の尊厳の保持、また、自立支援から取り残された状況が生まれており、その対策の必要性が指摘されています。

一方で、地域社会の連帯感の希薄化や生活環境・家族形態の変容、家庭養護機能の低下などが指摘され、地域福祉への期待はかつてなく高まっています。

このような中、本会では、基本指針策定特別委員会並びに経営改善特別委員会を設置し、社会福祉協議会の果たす役割や社会的責任を果たせる組織づくりについて協議を重ね、このほど「住民主体の地域福祉の向上」「民間性の発揮」「自主性・自律性の向上」の視点に立った、次期の市社協「基本計画・地域福祉推進計画」を策定しました。

今日の社会福祉を取り巻く環境は厳しく、住民の生活問題は多様化・複雑化しています。地域社会の問題に気づき、取り組む道筋は一様ではありませんが、「斬新・前進・改革」の信念をもってこの計画を推進し、地域福祉に関わる様々な関係者や行政とのパートナーシップを強め、「信頼され愛される社協」としての協働活動の充実にあたっていきたいと願っています。

結びに、「基本計画・地域福祉推進計画」の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた両委員会の委員の皆様はじめ、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成 20 年 4 月

社会福祉法人京都市社会福祉協議会
会 長 原 健

目 次

社協の基本理念	1
I 計画の概要	3
II 基本計画	5
1. 社会福祉協議会をとりまく現状と課題	5
2. 京都市の社協活動をめぐるこの10年の変化と評価（現況と課題）	7
3. 計画内容	13
(1) 策定の視点	13
(2) 基本指針と推進課題	14
4. 市社協地域福祉推進計画策定のポイント	20
(1) 市＝区＝学区社協の役割	20
(2) 推進計画策定のポイント	21
III 地域福祉推進計画	22
1. 推進課題別計画	22
2. 指定管理事業別計画	32
IV 資料編	50
1. 社会福祉協議会をとりまく現状と課題	50
(1) 社会・経済状況・・・広がる地域格差問題・貧困問題	50
(2) 市民生活の動向と地域社会の変容	50
(3) 福祉制度・コミュニティ施策の動向	58
(4) 地域福祉を推進する組織の広がり	59
2. 基本指針策定の系譜と評価	62
3. 京都市の社協活動をめぐるこの10年の変化と評価（現況と課題）	66
(1) 事業に関する主な変化点	66
(2) 事業や活動の現況と課題	67
＜特別寄稿＞ 「地域の福祉力」の基本的な考え方と、今日的な論点について	78
＜策定の経過＞ 運営細則・委員名簿・開催経過	86
「基本指針策定特別委員会」	86
「経営改善特別委員会」	91

京都市社会福祉協議会の基本理念

本会は、住民主体を原則として、誰もが地域の中で安心して暮らすことのできる、人が輝く福祉のまちづくりを推進します

〈説 明〉

- 本会は、これまで一貫して、住民主体の地域福祉の推進に取組み、“地域の福祉力”の向上に力を注いできました。
- 平成12年に施行された社会福祉法では「個人の尊厳の保持」「福祉サービス利用者の自立支援」「個人の選択に基づく福祉」とともに、法第4条で「地域福祉の推進」を社会福祉の基本理念としています。
- また、法第4条では、地域福祉の目的を「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営む」こと、「社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できるようにすること」としています。
- そこで、これまで本会がすすめてきた活動精神を継承し、かつ、社会福祉法を踏まえ、誰もがその人らしく輝くことのできる福祉のまちづくりを推進していくことを本会の基本理念としました。

〈基本理念とは〉

京都市社会福祉協議会が、その時代にあって、めざすべき基本的な理念(物事のあるべき状態についての基本的考え)をあらわします。

本会では、指定管理者制度導入を控え、平成16年度に組織の使命・理念を明文化しましたが、今回、あらためて上記のとおり基本理念を位置づけ、改定しました。

〈住民主体とは〉

住民が行政の責任を明らかにしつつ住民の住民による自治活動をすすめていくことであり、これからも不変のものとして追求すべき原則です。

〈地域の福祉力とは〉

以下の力を総合的に発揮していく力をあらわします。

- ① 住民の暮らしや福祉の問題を明らかにして解決の道筋を示す力
- ② 今ある公的な、または社会的な支援策、NPOや市民活動グループ等の支援活動、住民によるボランティア活動等を結びつけ住民の個別の生活問題を解決する力
- ③ 今ある公的な、または社会的な支援策を実態に合うように改善させる力
- ④ 新しい公的な、または社会的な支援策を創りだしていく力
- ⑤ ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン※の思想と社会福祉を住民の権利としてとらえる思想を地域に広げ定着させていく力
- ⑥ 住民の自主的な地域福祉活動(ボランティア活動)を育て発展させていく力

※ソーシャル・インクルージョンとは、社会的排除のない地域社会をめざす考え方です。

I 計画の概要

京都市社会福祉協議会「基本計画」並びに「地域福祉推進計画」の策定にあたって

1. 「基本計画」策定の趣旨

平成9年の基本指針策定から10年が経過し、この間の社会情勢の急速な変化は今日的な福祉課題の個別化、多様化、複雑化に大きく関わり、本会が使命とする“福祉のまちづくりの推進”に大きく影響を及ぼしています。

本会では、生活問題に直面する当事者のニーズに添いつつ、あらためて地域福祉のありようを展望し、今後、社協が取り組む事業・組織・財政に関わる発展強化方策として、「基本計画」を策定します。

2. 「基本計画」の目的

- (1) 本会が推進してきた“住民主体の地域福祉”の重要性を再確認し、市・区・学区社協を充実させる使命と指針を明らかにするための基本計画とします。
- (2) さまざまな地域福祉の推進者との協働、行政の各種計画との連携をすすめ、地域福祉活動をさらに促進するための基本計画とします。
- (3) 地域福祉を推進する公共性の高い民間団体として、住民から信頼される、自主的・自律的でかつ開かれた組織運営を行うための基本計画とします。

3. 地域福祉推進計画の策定

上記を受けて、本会の各部署が計画の期間において、いつ、何をしていくのかを具体的にあらわす市社協地域福祉推進計画を策定します。

よって、単年度の事業計画・報告の作成の際には必ず点検を行い、実施できなかった場合にはその要因を分析するなどの進行管理を行うものとします。

4. 計画の期間

平成20年4月から平成24年3月（4年間）

区社協地域福祉活動計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）に先行させるため、4年間の計画とします。

なお、次期計画以降は5年とします。

5. 計画の推進主体

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

基本理念

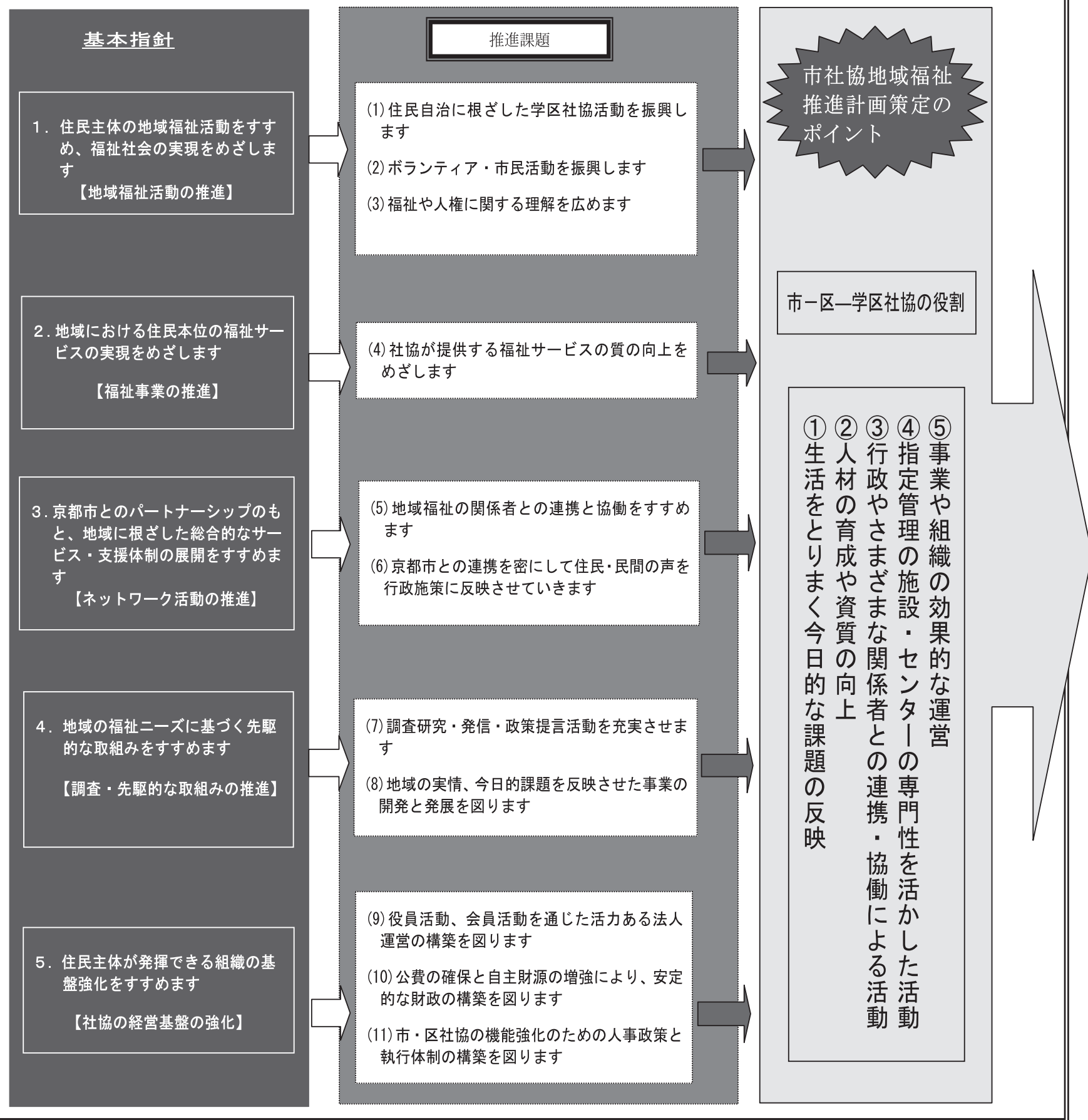
本会は、住民主体を原則として、誰もが地域の中で安心して暮らすことのできる、人が輝く福祉のまちづくりを推進します

基本計画

基本計画策定の視点

自主性・自律性の向上
民間性の発揮
住民主体の地域福祉の向上

6. 基本計画の構成と基本理念・地域福祉推進計画の関係



市社協地域福祉推進計画

市社協の各部署が4年間で行う事業を推進課題別に計画化していきます。また、指定管理事業については事業ごとにも計画化していきます。

〈推進課題別〉

	20	21	22	23	財源	所管
1-(1)						
○×事業						
××事業						
1-(2)						
...						
...						
:						
:						
:						

〈指定管理事業別〉

○○○センター

1. 運営理念
2. 事業方針
3. 推進計画

	20	21	22	23
○○事業				
○×事業				
××事業				
...				
...				
...				
.				
:				

基本計画

Ⅱ 基本計画

1. 社会福祉協議会をとりまく現状と課題

(1) 社会・経済状況

○産業構造の変貌と貧困問題

- ・全国的に地域経済の落ち込みがすすみ、企業における終身雇用などの雇用慣行が崩れてリストラが進行しています。
- ・そのことによって貧困・ワーキングプア問題や地域格差の問題が噴出し、社会問題となっています。

(2) 市民生活の動向と地域社会の変容

①世帯規模の縮小

- ・全国的に単独世帯と核家族世帯の増加がみられます。
- ・京都市内でも一人親家庭や高齢者のみ世帯が増え、高齢者世帯の割合が高まっています。
- ・このような世帯規模の縮小によって家族による扶養機能は確実に縮小しています。

②住宅形態の変化

- ・京都市内ではマンション等の共同住宅の割合が増加し、今や全世帯の約半数を占めています。このことが地域活動の担い手確保にも大きな影響を及ぼしています。

③雇用状況の変化

- ・京都市内でも完全失業率が引き続き高く、臨時雇用が大きく増加しています。
- ・このような変化から生じる貧困・格差など諸問題が複雑に絡み合って、より一層生活問題を深刻化させています。

④地域の「人」とのつながりの変化

- ・全国的に地域社会の中で人のつながりが希薄になっています。
- ・京都市内でもマンション居住者の地域参加の低迷がみられます。
- ・地域活動を通じた関係づくりが希薄になっていることも社会的孤立を生み出す要因になっています。
- ・こうした状況のもとで地域のつながりが生む効果を再評価し、安心感をもって生活できる地域づくりのための取組みが重要となっています。

(3) 福祉制度・コミュニティ施策の動向

①福祉制度の変化と社協への影響

- ・福祉サービスの“準市場化”がもたらされ、これによって生じている“制度の谷間”の問題への対応が求められています。
- ・社協に対し、他の社会福祉法人では行えないサービス提供者としての期待が高まっており、低所得の人や制度の谷間におかれた人への自立支援が求められています。

②福祉制度やコミュニティ政策における地域社会の位置づけの変化

- ・平成12年度施行の社会福祉法では「地域住民」も地域福祉の推進者として期待されています。
- ・近年のコミュニティ政策においても、行政が実施してきた公共サービスの担い手として住民に期待が寄せられています。

(4) 地域福祉を推進する組織の変化

①地域の住民組織等

- ・地域の住民組織の活動に参加している人の割合は低くなっています。
- ・雇用状況の変化やマンション居住者の増加等の変化は、今後、地域組織や学区社協活動に影響を及ぼすものと考えられます。

②ボランティア・市民活動グループ等

- ・ボランティアグループやNPO法人などの市民グループは大きく広がり、福祉・保健の分野をはじめとした多様な活動をすすめています。
- ・また当事者自身による活動も新たな広がりをみせています。これらボランティア・市民活動グループも地域福祉活動の担い手として重要な存在となっています。

③福祉サービスの提供者

- ・介護保険の導入や指定管理者制度の導入によって、社会福祉法人のほかにNPO法人、生協、農協、医療法人、企業などの福祉サービス提供者の広がりが顕著になっています。
- ・高齢者介護や保育分野においては営利法人の参入がすすんでいます。改正介護保険法や障害者自立支援法の施行などにより、事業者は経営面で厳しい状況におかれています。また利用者は、負担増（利用料）等によって福祉・生活がおびやかされる状況も生まれています。

2. 京都市の社協活動をめぐるこの10年の変化と評価（現況と課題）

- 平成9年の京都市社協「基本指針策定プロジェクト会議研究報告書『21世紀・人が輝く福祉のまちづくり』」の策定以降、この10年間の社協をめぐる主な変化とそこから引き出される成果と課題についてまとめます。

（1）住民主体の地域福祉活動の推進に関すること

①学区社協活動について

【現況】

- ・学区社協支援は基本的に各区社協での主要機能として区の実情に応じて推進され、市社協としては全市域展開を図るうえで先導的役割を担っています。
- ・学区社協はほぼ全市的に組織化され、その活動も広がりを見せています
- ・従来に比べ行政や多くの関係団体が自治連合会など地域住民団体と関わるようになったことも学区の地域福祉活動が進展をしている要因です。

【課題】

- ・区社協においては大幅な事業拡大がすみ、区社協における学区社協との関わりは法人化当初の時期と比べ全体的に少なくなっています。
- ・市社協においては、所管部署の体制が十分整えられず、また、市社協の各種事業・機能を学区社協支援につなぐ機能が確立されていません。
- ・全体的に学区社協活動の支援機能が低下しています。

②ボランティア・市民活動について

【現況】

- ・これまで市社協は、「ボランティア情報センター」の設置運営をはじめ、京都市における福祉ボランティア振興策にも積極的な役割を発揮してきました。
- ・市社協は平成15年度に京都市福祉ボランティアセンターを受託し、ボランティア・市民活動の振興のために積極的な機能を発揮できるようになり、区社協と協働してボランティア・市民活動の進展に貢献する役割を広げつつあります。

【課題】

- ・学区社協活動の振興に果たしてきたように、ボランティア・市民活動団体にとって身近な存在としての社協の役割を高めていくことが重要になります。

2. 京都市の社協活動をめぐるこの10年の変化と評価

(2) 福祉サービス事業部門に関すること

①施設・在宅福祉サービスについて

【現況】

- ・この間、児童館、老人福祉センター、介護保険施設など受託による運営施設が急速に増加しました。
- ・市・区社協の連携のもとで施設サービスの地域福祉的展開を展望するなど、社協ならではの施設運営を模索してきましたが、指定管理者制度の導入によって、体制上での社協の裁量を発揮することができなくなりました。
- ・介護保険事業現場での介護サービスの提供に伴ってケアマネジメントなどの専門機能をもつことになり、その結果、介護職、看護職、ケアマネージャーなど、職員集団に厚みが増しました。

【課題】

- ・指定管理者制度のもとで、収支安定化策の実施と施設サービスの充実と合わせ社協ならではの新たな事業展開が求められています。
- ・また、施設サービスの地域福祉的展開を実質化させるうえで、職員集団の厚みと施設独自の機能を活かした、区域における区社協と社協運営施設の連携があらためて必要となっています。

②福祉サービス利用支援の事業について

【現況】

- ・区社協においては、平成11年に生活福祉資金貸付業務の窓口を開始しました。また、平成12年度から市社協が実施主体となって、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を開始し、平成19年から全区で展開していくことになりました。
- ・これらの事業により区社協の業務拡大などの問題を抱えつつも個々人への生活支援にとって有用な機能の強化を図ることができました。

【課題】

- ・これら事業の実施にあたって行政の制度的・財源的裏づけはきわめて脆弱なものであり、推進体制などの大きな改善課題を抱えています。
- ・こうした状況のもとにおいても、国の動向を注視しながら京都市との間で連携を強化し、本市における対応策をすすめて人々の権利を擁護できる取組みを促進することが必要です。

③京都市域のセンター事業について

【現況】

- ・「洛西ふれあいの里保養研修センター」の運営（平成6年度）に加え、平成15年度には、「ひと・まち交流館 京都」「福祉ボランティアセンター」「長寿すこや

かセンター」の運営を実現し、それぞれの独自の機能と役割を発揮しています。

【課題】

- ・地域福祉の進展を図るうえで、これらのセンターが果たすべき役割は一層大きくなっています。各センターの目的にそって「人材育成」「地域福祉活動の支援」機能をさらに高めることが求められます。
- ・また社協が運営しているセンターのみならず、「ひと・まち交流館 京都」にある各センターとの相互連携を強めていくことが求められています。

(3) 行政・関係団体との連携に関すること

①京都市行政との連携について

【現況】

- ・さまざまなネットワークづくりがすすみ、近年では行政・社協の地域福祉に関わる計画の策定・遂行や災害時に関わる取組みにおいて行政との連携関係が進展しています。
- ・一方で、国・自治体の財政問題の深刻化や福祉制度の改変などの影響を受け、社協と行政の中にあった従来型の関係は確実に変化する傾向にあります。

【課題】

- ・社協は、地域福祉推進の中心的な担い手である組織として、引き続き社協ならではの役割発揮を期待されています。
- ・地域福祉の発展のためには行政や社協で策定する地域福祉に関する計画が有機的に連携する必要がある、そのための協働作業が強く求められます。
- ・また、福祉サービス事業部門の運営でみられるさまざまな課題に対して、行政とのパートナーシップのもとで、よりよい制度運用や制度改善に向けた取組みが必要です。

②関係団体との連携について

【現況】

- ・市社協においては、施設等の連絡協議会の事務局を担当したり、市社協が設置する委員会での議論を経て、関係団体との連携の拡大がみられてきました。
- ・また、三つのセンター（洛西ふれあいの里保養研修センター・福祉ボランティアセンター・長寿すこやかセンター）や地域包括支援センター運営で各々、新たな連携関係を生み出しています。

【課題】

- ・しかし、これらの連携関係づくりは必ずしも社協組織として計画的にすすめてきたものでなく、その役割の重要性に比べ十分な成果を上げているとは言いがたいものもあります。

2. 京都市の社協活動をめぐるこの10年の変化と評価

- ・市・区・学区それぞれの領域で、連携づくりを推進することは、地域福祉と社協の発展にとって不可欠になっています。そして市社協は各種ネットワークの状況を把握し、情報が共有されるための役割の強化が求められます。

(4) 調査研究・先駆的取組みに関すること

【現況】

- ・市社協として、学区社協活動の新たな展開において先導的な役割を果たすとともに、調査研究作業を踏まえ各地域福祉活動計画の策定につなぐなど一定の役割を発揮することができました。
- ・市社協事業に関しては、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や指定管理事業の三つのセンター（洛西ふれあいの里保養研修センター、福祉ボランティアセンター、長寿すこやかセンター）で、それぞれ独自の機能を活かして調査研究や提言などの事業展開を図ってきています。
- ・先駆的な取組みとしては、大学と学術協定を結び提携してボランティアコーディネーター養成プログラムを開講し、全国的にも注目されました。

【課題】

- ・学区社協活動に関わる住民ニーズ調査や先駆的活動の把握と普及など、かつて社協が得意としてきたこれらの取組みは停滞傾向にあり、これを改善していかなければなりません。
- ・社協全体としての相互連携性を高めるとともに、民間の立場からさまざまな機関・団体の知恵と力を結集させて、京都の強みを活かした新たな協働関係によるユニークな企画の開発力を高めていく必要があります。

(5) 社協の組織・財政に関すること

①役員活動、会員活動について

【現況】

- ・市社協は、地域福祉の推進に大きな影響力をもつ法人として発展し、その意思決定や事業執行にあたって、住民代表、関係団体、ボランティア団体・NPO法人等の参画がすすんだことは、地域福祉の進展にとって重要な意味をもっています。
- ・また福祉制度の改変に伴い、施設等の事業体や福祉関係団体の多様化と増加がすすむ中で、市社協・区社協それぞれの会員団体は大幅に増加しました。市社協の会員団体数は平成18年度末現在では525団体になっています。

【課題】

- ・役員活動の強化のため、会議内容の充実、部会・委員会等の整備などをすすめるとともに、正副会長をはじめとする役員が適確な経営判断と意思決定を行えるよう、事務局は適切な情報提供に努めることが求められます。
- ・また、地域福祉の担い手の多様化に対応し、社協の会員制度のあり方を見直し、幅広い団体の加入と連携の促進を図っていくこと、とりわけ、区社協との連携強化が必要になります。

②社協の財政構造の変化と対応について

【現況】

- ・介護保険制度の導入や諸制度の変更、国・京都市の財政事情悪化の中で、公費財源は必ずしも安定した財源ではなくなりました。とりわけ総支出の6割を占める人件費への影響は大きなものがあります。
- ・平成18年度決算でみると、市委託金・補助金と介護保険収入が法人収入の約8割を占めています。これらの財源の確保が厳しい状況にある中で、今後、独自努力による自主財源の増強が重要な意味をもつようになっています。

【課題】

- ・市補助金・指定管理費の効率的運用を図ることに一層努力し、指定管理者として市民の信頼と京都市からの適正な評価を得て、公費財源を安定的に確保できるよう取り組みの強化が求められます。
- ・また公費だけに頼らず、社協の自主性・主体性を発揮した事業開発や人件費の確保のため、介護保険事業経営の安定化とともに、自主財源増強に取り組むことが求められます。
- ・当面する人件費問題への対応策にあたって、前述の自主財源確保に積極的に取り組むとともに、職員定数管理、さらには構造的な問題（人件費の単価差問題など）に関し、抜本的な解決策を確立していくことが必要になります。
- ・共同募金の制度改革がすすめられ、また区社協の賛助会員制度も募集形態や個人情報保護など慎重な運用が求められる中、これら財源の効率的運用や情報公開、関係団体との連携強化が求められています。

③職員体制、執行機能について

【現況】

- ・市・区社協の職員数は、施設等の受託事業の拡大、地域福祉権利擁護事業に係る職員配置などにより、平成19年度には845名と大幅に増え、また、介護職員や看護職員、保健師、ケアマネージャーなど多様な専門職が増加しています。
- ・組織が拡大する一方、“社協職員”としての一体性を形成することや、研修制度の確立など人材育成面での立ち遅れが生じています。また、市社協の室・センターの職制の兼職配置や市社協の統括調整機能の不十分さなど、執行体制上の課題もあります。

【課題】

- ・豊富な経験を有するプロパー職員がその能力を発揮できる体制をつくるため、中堅・若手職員などの計画的登用を促進することが必要になっています。また、今後定年（60歳）を迎えるプロパー職員の活用（再雇用）など人事政策の確立が求められています。
- ・将来にわたる職員体制を確保するため、意欲ある人材の採用と人材育成に本格的に取り組むことが必要です。人材育成にあたっては、経験年数、職務等に応じ体系的な職員研修制度の充実を図ることが求められます。
- ・社協全体の執行体制強化のため、市社協事務局の体制整備と幹部職員を中心とする統括調整機能の強化が求められます。また、市社協プロパー事務局長の配置をめざし、その条件整備をすすめることが必要です。

3. 計画内容

(1) 策定の視点

基本理念に基づいて、今期の基本計画の策定にあたっては、次の三つの視点を踏まえることとしました。

1. 住民主体の地域福祉の向上

社協はこれまで一貫して、住民主体の地域福祉の推進に取り組んできました。住民主体とは、公的な責任を明らかにしつつ住民の住民による自治活動をすすめていくことであり、本会の基本理念においても人が輝く福祉のまちづくりを推進するための原則となっています。今期の基本計画にあたってあらゆる事業展開において、その実現を果たしていきます。

2. 民間性の発揮

上記の住民主体を貫くためには、民間としての自主性や先駆性・創造性を住民に依拠して発揮することが必要です。近年の社会福祉制度や地方自治制度の改革によって、社会福祉関係者のおかれている状況は厳しさを増し、少なからず住民の生活にも影響を与えています。さまざまな団体・組織によって構成されている社協としては、他の民間団体・組織とともに行政の各種計画との連携をすすめ、民間の立場から住民生活に即した地域福祉活動を促進していきます。

3. 自主性・自律性の向上

地域福祉を推進する公共性の高い民間団体である社協は、社会的に責任をもった法人としてより一層、サービスの質と事業の透明性を向上させなければなりません。さらに、民間性を貫くために業務・組織運営等経営全般にわたって自主性・自律性を高め、かつ、開かれた組織運営を強化していきます。

3. 計画内容

(2) 基本指針と推進課題

基本計画では、5つの基本指針と11の推進課題を設定しました。それぞれの位置づけは以下のとおりとしました。

〈基本指針〉

京都市社会福祉協議会の基本理念を実現していくための基本的な方針（取るべき態度やすすむべき方向）であって、基本計画の実施年度の中で貫くべきものをあらわします。

〈推進課題〉

京都市社会福祉協議会の基本指針に沿って、業務や活動を展開する際の目的（実現しよう、到達しようとしてめざす事柄、行為においてめざすもの）をあらわします。

基本指針1

地域福祉活動の推進

住民主体の地域福祉活動をすすめ、福祉社会の実現をめざします

市＝区＝学区の三層の社協組織の特性を活かして、住民組織やボランティア等市民活動団体、当事者団体、NPO法人などの市民団体や福祉サービスを提供する社会福祉法人、その他の事業者など、地域のさまざまな団体・組織の相互理解と協働を促進し、住民自身が地域の生活問題に目を向け制度や環境をつくり、活用し充実させていく主人公になる社会づくりをめざします。

推進課題（１） 住民自治に根ざした学区社協活動を振興します

ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン（2ページ参照）の実現、安心・安全な地域づくり、福祉のまちづくりがますます大切になっています。学区関係者と力を合わせて学区社協活動の発展と地域の福祉力の向上にあたります。

推進課題（２） ボランティア・市民活動を振興します

ボランティアグループ、NPO法人、当事者の会などさまざまな市民活動は、地域福祉の進展にとって大きな力となり広がりをみせています。こうしたボランティア・市民活動の一層の発展と地域の福祉力の向上にあたります。

推進課題（３） 福祉や人権に関する理解を広めます

障害・孤立・格差・偏見・虐待など地域社会の中にある福祉や人権に関する問題について、理解や共感を広げることによって、地域の福祉力の向上と地域福祉の進展にあたります。

基本指針2 福祉事業の推進

地域における住民本位の福祉サービスの実現をめざします

地域において誰もが地域社会の一員として尊厳のある生活を維持できるよう、住民の立場に立った福祉サービスの実現をめざします。

推進課題（４） 社協が提供する福祉サービスの質の向上をめざします

社協が運営している指定管理施設や生活福祉資金、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）などの福祉サービス利用支援事業、その他の在宅福祉を推進する事業のサービスの充実と推進体制の強化にあたります。

基本指針3

ネットワーク活動の推進

京都市とのパートナーシップのもと、地域に根ざした総合的なサービス・支援体制の展開をすすめます

地域の生活問題に対し、多様な公私の福祉サービス、福祉活動、さらには保健、医療、教育、交通、住宅、就労、防災・地域安全、まちづくり、自治・コミュニティなどのさまざまな生活関連分野の活動が相互に連携し、住民とともに総合的かつ効果的に展開されるよう、身近な地域での支援体制の構築をすすめます。そのために、公的機関として地域福祉推進の責任を担う京都市とのパートナーシップ関係の強化を図ります。

推進課題（５） 地域福祉の関係者との連携と協働をすすめます

社協が運営する各事業を通じ、行政、福祉施設、専門家団体、ボランティア・市民活動団体、会員団体、大学等との間で、地域福祉の進展に有益な効果を生み出す連携と協働の進展にあたります。

推進課題（６） 京都市との連携を密にして住民・民間の声を行政施策に反映させていきます

地域福祉の進展の役割を担う社協として、京都市との連携を密にして行政計画と施策に住民・民間の声を反映させていくことを基本姿勢に、社協の立場から、その計画・施策の推進にあたって協力していきます。

基本指針4

調査・先駆的な取組みの推進

地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取組みをすすめます

多岐にわたる事業運営を行っている特性を活かして、制度の谷間にある課題や社会的支援を要する人々の直面する生活問題を的確にとらえ改善を促進するため、本会の事業運営の中で先駆的に新たなサービスや活動プログラムの開発を行うとともに政策提言活動をすすめます。

推進課題（7） 調査研究・発信・政策提言活動を充実させます

地域福祉をめぐる今日の社会動向を踏まえ、住民主体による地域福祉活動の一層の発展を図るため、その展望と方策を明らかにする調査研究・提言活動の充実にあたります。

推進課題（8） 地域の実情、今日的課題を反映させた事業の開発と発展を図ります

社協の事業運営、及び専門家団体やボランティア・市民活動団体等との協働を通じ、今日的な課題を反映させた事業の充実・開発にあたります。

基本指針5

社協の経営基盤の強化

住民主体が発揮できる組織の基盤強化をすすめます

身近なところで日常的に住民主体の地域福祉活動にあたっている区社協への支援機能を強化するとともに、本会の運営施設が区社協の推進する活動や小地域の地域福祉活動との連携を意識し、総合的な展開が推進できる組織の基盤整備をすすめます。また、社会的に責任をもった法人として、住民やさまざまな団体・組織から信頼を得る組織管理体制を確立します。

推進課題（9） 役員活動、会員活動を通じた活力ある法人運営の構築を図ります

理事会、部会・委員会などの機能強化を図るとともに、多分野の会員団体で構成される社協の特性と役割に基づき、参加機会と連携関係づくりをすすめ、より一層活力のある法人運営の確立にあたります。

推進課題（10） 公費の確保と自主財源の増強により、安定的な財政の構築を図ります

社会福祉・地域福祉をめぐる財政事情がますます厳しくなる中で、行政・関係団体との連携や自主財源の増強など積極的な取組みを展開し、地域福祉の推進に重要な役割をもつ社協の事業経営、組織運営の財源確保にあたります。

推進課題（11） 市・区社協の機能強化のための人事政策と執行体制の構築を図ります

基本計画の推進、また社協に求められる諸課題への対応の役割を担う専門職員の確保と組織運営機能の強化を図るため、市・区社協の全セクション・事業所の職員全体の人材育成機能と経営能力の強化、及び事業・組織運営を統括調整する機能の強化にあたります。

4. 市社協地域福祉推進計画策定のポイント

基本計画に基づいて、京都市社会福祉協議会の各部署が4年間でいつ、何をしていくのかをあらわす「市社協地域福祉推進計画」を策定します。計画化にあたって留意すべき事項は以下のとおりとします。

(1) 市＝区＝学区社協の役割

昭和46年から方針化され、連綿と受け継がれてきた京都市内の市・区・学区の三層の社協の役割分担について、あらためて確認し、あらゆる事業展開においてこれを踏まえ、市社協地域福祉推進計画を策定することが必要です。

学区社協・・・学区内の住民の組織活動を中心として住民生活の福祉を増進します。

区社協・・・学区社協活動の支援機能を強化するとともに、区内の地域福祉活動や関係機関・団体との連携、区民の住民生活上の問題の把握とその対応を行います。

市社協・・・区社協活動の発展強化のために必要な支援を強化するとともに、市内の地域福祉活動や市民の暮らし、福祉サービスの水準等の把握と、問題解決に向けた企画・政策提言の充実等、広域社協として求められている機能を強化します。

(2) 推進計画策定のポイント

社協をとりまく状況の変化や基本計画の策定作業で寄せられた役職員の声に基づいて、それぞれの地域福祉推進計画を策定する際に共通して強化・重視すべき5つのポイントを次のとおり設けます。

1. 生活を取りまく今日的な課題の反映

社会・経済状況の変化から生じる市民生活の動向と地域社会の変容を敏感かつ的確に把握し、生活・福祉課題を明確にし、社協事業の多様性を活かした取組みをすすめます。特に、貧困・格差・孤立など切実な生活問題への対応と地域コミュニティの再生といった地域福祉の重要課題への対応を強めます。

2. 人材の育成や資質の向上

地域福祉を推進する立場にある社協の主要な役割の一つとして、多様な事業を通じ住民（市民）、福祉事業従事者などさまざまな地域福祉の人材育成・研修機会の提供のための取組みを強化します。また、福祉サービスや地域福祉事業の充実に一層貢献するため社協職員の資質向上を図ります。

3. 行政やさまざまな関係者との連携・協働による活動

大小を問わず常にさまざまな関係者（施設・組織・個人）との連携・協働の促進を図ります。とりわけ、民間の立場から行政とのパートナーシップを強化することを重視するとともに、会員団体をはじめとして、生活を取りまく今日的な課題と関係の深い関係者との連携・協働の進展に努めます。

4. 指定管理の施設・センターの専門性を活かした活動

介護保険施設、老人福祉センター、児童館などの運営施設やセンター事業の指定管理者として、それぞれの専門サービスの質を一層向上させるとともに、社協全体として相互の連携を強化し、地域福祉の進展にとってより効果的な事業の展開を図ります。

5. 事業や組織の効果的な運営

各部署や各施設の事業遂行にあたり、経費節減、費用対効果など財政の効率性を常に重視します。また、各種委員会の機能強化をすすめるとともに事業の企画・調整と人事に係る市社協事務局の統括調整機能を強化し迅速で効率的な組織運営を図っていきます。

地域福祉推進計画

【推進課題別計画】

【指定管理事業別計画】

地域福祉推進計画

【推進課題別計画】

基本計画で掲げている「基本指針」やそれに基づく「推進課題」ごとに、本会が4年間で行う事業について記載しています。

（基本指針・推進課題の内容は15ページから19ページに記載しています）

1. 推進課題別計画

Ⅲ 地域福祉推進計画

1. 推進課題別計画

基本指針1 住民主体の地域福祉活動をすすめ、福祉社会の実現をめざします

推進計画	実施年度			
	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 住民自治に根ざした学区社協活動を振興します				
1 地域における「災害時要配慮者支援」普及事業の振興	実施	⇒	⇒	⇒
2 小地域福祉活動支援の調査研究(地域福祉活動研究)	実施	⇒	⇒	
3 地域福祉・ボランティア活動カレッジ(仮称)の実施	実施	⇒	⇒	⇒
4 地域福祉に関わる人材養成研修の実施	実施	⇒	⇒	⇒
5 認知症あんしんサポーター講座の実施	実施	⇒		
6 認知症あんしんサポートリーダー養成研修の実施	実施	⇒		
7 認知症あんしんサポーター活動モデル事業の企画推進	検討	実施	⇒	⇒
(2) ボランティア・市民活動を振興します				
再掲1 地域における「災害時要配慮者支援」普及事業の振興	実施	⇒	⇒	⇒
再掲3 地域福祉・ボランティア活動カレッジ(仮称)の実施	実施	⇒	⇒	⇒
8 ボランティア・市民活動フェスタの実施	実施	⇒	⇒	⇒
9 高齢者の社会参加の促進	実施	⇒	⇒	⇒
10 社会福祉現場職員に向けたボランティアコーディネーション研修の充実	実施	⇒	⇒	⇒
(3) 福祉や人権に関する理解を広めます				
11 地域における「障害児者等地域学習会」(福祉教育)の振興	実施	⇒	⇒	⇒
12 当事者団体等との連携による福祉啓発イベント・シンポジウムの実施	実施	⇒	⇒	⇒
13 介護・福祉用具の利用促進のための普及啓発	実施	⇒	⇒	⇒
14 高齢者虐待防止に関する支援方策の普及啓発	実施	⇒	⇒	⇒

※ゴシック太字は重点活動

1. 推進課題別計画

財源					実施体制(●は主管、○は協働部署)														区社協との連携の有無	事業番号
指定管理費※	補助金・委託金	共同募金	民間助成金	独自財源	総務部	地域福祉部					経営部：介護保険事業管理運営	指定管理事業								
						地域福祉の推進	地域福祉権利擁護事業の推進	児童館事業管理運営	老人福祉センター事業管理運営	市内の社会福祉施設の連絡調整		福祉ボランティアセンター	長寿すこやかセンター	洛西ふれあいの里保養研修センター	ひと・まち交流館京都	施設				
V						●						●							○	1
		●				●						○							○	2
V						●						●		●					○	3
洛西						○						○		●					○	4
長寿													●						○	5
長寿													●							6
長寿													●							7
V						●						●							○	再掲1
V						●						●		●					○	再掲3
V						○						●							○	8
長寿老									○				●	○			●		○	9
V												●								10
						●						○							○	11
V												●								12
洛西長寿													●	●			○			13
長寿													●						○	14

※指定管理費

V:福祉ボランティアセンター、洛西:洛西ふれあいの里保養研修センター、

長寿:長寿すこやかセンター、老:老人福祉センター、児:児童館、ひとまち:ひと・まち交流館京都

1. 推進課題別計画

基本指針2 地域における住民本位の福祉サービスの実現をめざします

推進計画	実施年度			
	20年度	21年度	22年度	23年度
(4) 社協が提供する福祉サービスの質の向上をめざします				
(指定管理施設サービスの向上)				
15 児童館におけるボランティアコーディネート力の向上	実施	⇒	⇒	⇒
16 介護予防関係者との連携・協働のモデル実施と方法検討	実施	⇒	⇒	⇒
17 高齢者等の生きがいづくりと仲間づくり、健康づくり、介護予防の観点から生涯学習の推進として教養講座や健康増進事業の実施	実施	⇒	⇒	⇒
18 高齢者や障害のある方をはじめ誰もが利用しやすい宿泊・保養サービスの実施	実施	⇒	⇒	⇒
19 大学との連携による多世代参加型事業の地域福祉的展開の研究	実施	⇒	⇒	
20 老人デイサービスセンターでの個別機能訓練の実施	実施	⇒	⇒	⇒
21 老人デイサービスセンターでの「京都式選べるデイ」の推進		実施	⇒	⇒
(指定管理センターのサービスの向上)				
再掲 13 介護・福祉用具の利用促進のための普及啓発	実施	⇒	⇒	⇒
22 桂坂野鳥遊園運営の地元団体との共同化についての検討(例:ホテルの育成及び観賞会・自然を生かした野外特別体験事業等)	検討	⇒	⇒	⇒
23 社会福祉施設の役職員を対象とした研修の実施	実施	⇒	⇒	⇒
24 認知症の人の介護家族交流会の実施	実施	⇒	⇒	⇒
25 高齢者介護等に関する施設職員研修の実施	実施	⇒	⇒	⇒
26 権利擁護・成年後見に関する講座、研修の実施	実施	⇒	⇒	⇒
(質の高いサービス提供のための基盤強化)				
27 地域福祉権利擁護事業のあり方と生活支援員のパートタイム雇用に関する検討とモデル実施	実施	⇒	⇒	⇒
28 第三者評価の受診	実施	⇒	⇒	⇒
29 利用者のニーズ把握の実施	実施	⇒	⇒	⇒
30 苦情解決対応の充実	実施	⇒	⇒	⇒
31 指定管理の次期申請へ向けての検討と申請事務		全庁的 検討	申請 事務	

※ゴシック太字は重点活動

1. 推進課題別計画

財源					実施体制（●は主管、○は協働部署）													区社協との連携の有無	事業番号		
指定管理費※	補助金・委託金	共同募金	民間助成金	独自財源	総務部	地域福祉部					経営部：介護保険事業管理運営	指定管理事業									
						地域福祉の推進	地域福祉権利擁護事業の推進	児童館事業管理運営	老人福祉センター事業管理運営	市内の社会福祉施設の連絡調整		福祉ボランティアセンター	長寿すこやかセンター	洛西ふれあいの里保養研修センター	ひと・まち交流館京都	施設					
																児童館	老人福祉センター	介護保険事業所			
児								●				○				●				15	
老		●							●				○	○			●			16	
洛西老									○				○	●			●			17	
洛西														●						18	
児老			●					●	●							●	●		○	19	
				介護報酬						●								●		20	
				介護報酬						●								●		21	
洛西長寿														●	●		○			再掲13	
	●													●						22	
洛西										○				●						23	
長寿														●						24	
長寿														●	○					25	
長寿														●						26	
	●			利用料			●												○	27	
老児				介護報酬				●	●		●					●	●	●		28	
						●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	○	29	
					●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		30	
					●			●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		31	

※指定管理費

V:福祉ボランティアセンター、洛西:洛西ふれあいの里保養研修センター、
長寿:長寿すこやかセンター、老:老人福祉センター、児:児童館、ひとまち:ひと・まち交流館京都

1. 推進課題別計画

基本指針3. 京都市とのパートナーシップのもと、地域に根ざした総合的なサ

推進計画	実施年度			
	20年度	21年度	22年度	23年度
(5) 地域福祉の関係者との連携と協働をすすめます				
32 行政・社会福祉施設・障害者団体等との連携による災害時要配慮者支援の振興	実施	⇒	⇒	⇒
33 共同募金活動との連携、民間助成制度の活用による財源確保	実施	⇒	⇒	⇒
34 社会福祉研修コンソーシアム(仮称)の調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒
35 ユニバーサルサービスに関しての具体的取組や情報収集、発信	実施	⇒	⇒	⇒
36 企業の社会貢献活動との連携強化	検討	⇒	⇒	実施
(6) 京都市との連携を密にして住民・民間の声を行政施策に反映させていきます				
37 市・区災害ボランティアセンターの環境整備	実施	⇒	⇒	⇒
38 成年後見制度への取組みに関する調査研究	実施	⇒	⇒	⇒
39 市域の福祉課題の京都市予算要望への反映	実施	⇒	⇒	⇒
40 京 地域福祉推進プラン策定への参画とプラン遂行における協力	実施	協力	⇒	⇒

※ゴシック太字は重点活動

ービス・支援体制の展開をすすめます

財源					実施体制(●は主管、○は協働部署)													区社協との連携の有無	事業番号		
指定管理費※	補助金・委託金	共同募金	民間助成金	独自財源	総務部	地域福祉部					経営部：介護保険事業管理運営	指定管理事業									
						地域福祉の推進	地域福祉権利擁護事業の推進	児童館事業管理運営	老人福祉センター事業管理運営	市内の社会福祉施設の連絡調整		福祉ボランティアセンター	長寿すこやかセンター	洛西ふれあいの里保養研修センター	ひと・まち交流館京都	施設					
																児童館	老人福祉センター			介護保険事業所	
V										●		○							32		
						●													33		
洛西														●					34		
洛西														●					35		
V												●							36		
V	●											●							37		
長寿		●					●						●						38		
					○					●									39		
						●													40		

※指定管理費

V:福祉ボランティアセンター、洛西:洛西ふれあいの里保養研修センター、

長寿:長寿すこやかセンター、老:老人福祉センター、児:児童館、ひとまち:ひと・まち交流館京都

1. 推進課題別計画

基本指針4. 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取組みをすすめます

推進計画		実施年度			
		20年度	21年度	22年度	23年度
(7) 調査研究・発信・政策提言活動を充実させます					
再掲 2	小地域福祉活動支援の調査研究(地域福祉活動研究)	実施	⇒	⇒	
再掲 38	成年後見制度への取組に関する調査研究	実施	⇒	⇒	⇒
41	京都市老人福祉施設協議会・京都市地域包括支援センター在宅介護支援センター連絡協議会・社会福祉士会・社団法人京都府介護支援専門委員会との懇談会の実施	実施	⇒	⇒	⇒
42	介護関係事業検討委員会(仮称)の設置・開催	実施	⇒		
再掲 34	ユニバーサルサービスに関しての具体的取組や情報収集、発信	実施	⇒	⇒	⇒
43	集合住宅における生活問題に関する調査研究		検討	⇒	⇒
44	法人化50周年の事業史の発行		検討	⇒	発行
(8) 地域の実情、今日的課題を反映させた事業の開発と発展をはかります					
再掲 1	地域における“災害時要配慮者支援”普及事業の振興	実施	⇒	⇒	⇒
再掲 11	地域における「障害児者等地域学習会」(福祉教育)の実施	実施	⇒	⇒	⇒
45	KESの取組みをととした地域との環境問題の情報共有や啓発	実施	⇒	⇒	⇒

※ゴシック太字は重点活動

1. 推進課題別計画

財源					実施体制(●は主管、○は協働部署)													区社協との連携の有無	事業番号	
指定管理費※	補助金・委託金	共同募金	民間助成金	独自財源	総務部	地域福祉部					経営部：介護保険事業管理運営	指定管理事業								
						地域福祉の推進	地域福祉権利擁護事業の推進	児童館事業管理運営	老人福祉センター事業管理運営	市内の社会福祉施設の連絡調整		福祉ボランティアセンター	長寿すこやかセンター	洛西ふれあいの里保養研修センター	ひと・まち交流館京都	施設				
																児童館	老人福祉センター			介護保険事業所
		●				●						○						○	再掲2	
長寿		●					●						●						再掲39	
				介護報酬							●								41	
				介護報酬					○		●			○					42	
洛西														●					再掲34	
		●				●												○	43	
				積立金	○	●													44	
V						●						●						○	再掲1	
						●						○						○	再掲11	
ひとまち洛西														●	●				45	

※指定管理費

V: 福祉ボランティアセンター、洛西: 洛西ふれあいの里保養研修センター、
長寿: 長寿すこやかセンター、老: 老人福祉センター、児: 児童館、ひとまち: ひと・まち交流館京都

1. 推進課題別計画

基本指針 5. 住民主体が発揮できる組織の基盤強化をすすめます

推進計画	実施年度			
	20年度	21年度	22年度	23年度
(9) 役員活動、会員活動を通じた活力ある法人運営の構築をはかります				
46 目的に応じた役員会議の整備	検討	実施	⇒	⇒
47 区社協会長会議の開催	実施	⇒	⇒	⇒
48 会員のあり方の見直し、整備	検討	実施	⇒	⇒
49 基本計画及び経営改革方針に関する進行管理、次期計画の策定	実施	⇒	⇒	⇒
(10) 公費の確保と自主財源の増強により安定的な財政				
50 自主財源の増強のための積極的な活動展開と資産運用	実施	⇒	⇒	⇒
51 京都市への予算要望活動の強化	検討	実施	⇒	⇒
52 事業・事務の見直しなど総合的・効率的な財政運営	実施	⇒	⇒	⇒
53 人件費管理計画の作成・推進	実施	⇒	⇒	⇒
(11) 市・区社協の機能強化のための人事政策と執行体制の構築をはかります				
54 市社協事務局の統括調整機能の強化及び組織体制の点検、見直し	実施	⇒	⇒	⇒
55 長期展望にたった職員配置計画の作成・推進	実施	⇒	⇒	⇒
56 職員の人材育成・研修制度の強化	実施	⇒	⇒	⇒
再掲 50 基本計画及び経営改革方針に関する進行管理、次期計画の策定	実施	⇒	⇒	⇒

※ゴシック太字は重点活動

財源					実施体制※													区社協との連携の有無	事業番号		
指定管理費※	補助金・委託金	共同募金	民間助成金	独自財源	総務部	地域福祉部					経営部：介護保険事業管理運営	指定管理事業									
						地域福祉の推進	地域福祉権利擁護事業の推進	児童館事業管理運営	老人福祉センター―事業管理運営	市内の社会福祉施設の連絡調整		福祉ボランティアセンター	長寿すこやかセンター	洛西ふれあいの里保養研修センター	ひと・まち交流館京都	施設				児童館	老人福祉センター
●				●	●																46
				●	●	●														○	47
				●	●															○	48
●				●	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49
				●	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
					●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51
					●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	52
					●																53
					●																54
					●															○	55
●	●			●	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	56
●				●	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	再掲50

※指定管理費

※実施体制 ●は統括、○は実施部署

V:福祉ボランティアセンター、洛西:洛西ふれあいの里保養研修センター、

長寿:長寿すこやかセンター、老:老人福祉センター、児:児童館、ひとまち:ひと・まち交流館京都

地域福祉推進計画

【指定管理事業別計画】

下記の指定管理事業ごとに、4年間で行う主要な事業について記載しています。

京都市福祉ボランティアセンター

京都市長寿すこやかセンター

洛西ふれあいの里保養研修センター「ふれあい会館」

児童館事業

老人福祉センター事業

介護保険関係事業

ひと・まち交流館 京都 管理部

※指定管理事業ごとに協議・積み上げを行った結果を掲載しており、詳細な事業名称は推進課題別計画と異なるものがあります。

※一部に指定管理事業でないものも含まれています。

2. 指定管理事業別計画

京都市福祉ボランティアセンター 地域福祉推進計画

1. 運営理念

京都市福祉ボランティアセンターの機能と事業を最大限に活かしながら、常に個人やグループに寄り添い、連携・協働を大事にし、ボランティア・市民活動を通じて、住民主体による地域福祉活動をすすめることをもって福祉社会の実現をめざします。

2. 運営方針

- (1) 学区社協など地域団体やボランティア・市民活動団体・NPO法人等の相互連携・ネットワークをすすめ、住民（市民）主体による地域福祉活動をはじめとする幅広いボランティア活動の振興を図ります。
- (2) ボランティア・市民活動に関する理解促進や市民参加の裾野拡大、活動と出会いの場の提供、活動の相談・支援、市民の生活支援、情報収集・提供など、福祉ボラセンの主要事業と機能の一層の強化を図ります。
- (3) 共同運営者である京都市及びきょうとNPOセンターとの関係を深めながら、京都市災害ボランティアセンター事業の推進、及び区災害ボランティアセンターの環境整備を推進します。
- (4) 各区社協のボランティアセンターをはじめ行政・関係団体、当事者グループとの密接な連携をもとに、孤立・格差・排除など今日的な地域福祉問題の改善・解決に向けた取組みの強化を図ります。
- (5) 福祉ボラセンの運営にあたり、市民のニーズ・評価を大切に、団体（運営委員等）・個人との関係強化、効果的な事業・財政運営等、運営体制の整備を進めます。また、市社協各部との連携強化と職員の専門性の向上に努めます。

3. 推進計画（網掛は重点項目）

取組み	20年度	21年度	22年度	23年度
（１）地域福祉活動の推進				
①地域における災害時要配慮者支援活動	実施	⇒	⇒	⇒
②地域における福祉教育・ボランティア学習	実施	⇒	⇒	⇒
（２）情報収集・発信				
①情報の集積・管理・運用の強化	実施	⇒	⇒	⇒
（３）研修・人材育成				
①地域福祉・ボランティア活動カレッジ（仮称）の開催	実施	⇒	⇒	⇒
②福祉施設職員に向けたボランティアコーディネーション研修の実施	実施	⇒	⇒	⇒
（４）災害ボランティア活動				
①京都市災害ボランティアセンターの運営	実施	⇒	⇒	⇒
②区災害ボランティアセンター事業との連携、支援	実施	⇒	⇒	⇒
③要配慮者支援に関する社会福祉施設・福祉団体等との連携	実施	⇒	⇒	⇒
（５）協働・連携を基盤とした活動促進				
①ボランティア・市民活動フェスタの開催	実施	⇒	⇒	⇒
②当事者団体等との連携による福祉啓発イベント・シンポジウムの開催	実施	⇒	⇒	⇒
③企業の社会貢献活動との連携	実施	⇒	⇒	⇒
（６）調査・研究				
①障害児の余暇支援に関する調査	実施終了			
②地域の居場所づくりに関する調査研究	検討	実施	⇒	⇒
（７）福祉ボラセンの運営体制整備の推進				
①運営委員会の体制・機能の整備	実施	⇒	⇒	⇒
②市民・外部評価システムの実施	実施	⇒	⇒	⇒

京都市長寿すこやかセンター

地域福祉推進計画

1 運営理念

認知症に関する専門機関として、認知症の人とその家族及び介護職員等からの相談対応、支援活動をはじめ、認知症に関する介護職員等を対象とした講座・研修を充実させるとともに、認知症あんしん京づくり推進事業を展開することにより、全ての市民に認知症について正しく理解していただき、誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

また、高齢者虐待等に関する権利擁護事業を推進し、高齢者虐待を防止するための支援方策の調査研究、普及啓発を図ります。

さらに、高齢者とその家族が、住み慣れた地域で、いつまでもすこやかな生活を送れるよう、さまざまな講座、研修、情報提供を総合的に展開し、高齢者の自立生活の質を高める福祉用具（自助具）の普及をすすめます。

2 運営方針

- (1) 高齢者介護等に関する相談事業の充実を図ります。
- (2) 認知症高齢者の介護、看護等に携わっている職員の一層の質の向上を図るため、講座・研修を充実させます。
- (3) 認知症に関する総合相談機能を果たし、認知症の人とその家族への支援を強化するとともに、引き続き、認知症あんしんサポーター講座の開催に取り組めます。
- (4) 認知症高齢者をはじめ、全ての高齢者が安心して生活できるよう高齢者虐待等に関する権利擁護事業を推進するとともに、判断能力が不十分な市民を法的に支援する「成年後見制度」の調査研究、普及啓発、利用促進に取り組めます。
- (5) 高齢者の社会参加の促進と仲間づくりを支援するため、サークル・サロン情報を収集・発信し、サークル・サロン等の設立・運営への助言を行います。
- (6) 自助具（からだが不自由な方が日常生活に困難を来している動作を補助する道具）を中心とした福祉用具展示コーナーが、利用者の要望に的確に対応できるよう、関係機関・施設、事業者との連携や情報収集に努め、普及啓発を行います。

3 推進計画（網掛は重点項目）

取組み	20年度	21年度	22年度	23年度
（１）相談事業				
①認知症相談	実施	⇒	⇒	⇒
②法律相談	実施	⇒	⇒	⇒
③専門職の認知症介護相談	実施	⇒	⇒	⇒
④介護職メンタルサポート	実施	⇒	⇒	⇒
⑤相談データベース作成	検討	実施	⇒	⇒
⑥相談体制の強化	検討	実施	⇒	⇒
（２）高齢者介護等に関する施設職員研修事業				
①認知症介護実践研修	実施	⇒	⇒	⇒
②高齢者介護専門研修	実施	⇒	⇒	⇒
③介護指導者スキルアップ研修	実施	⇒	⇒	⇒
（３）認知症高齢者とその家族に関わる支援事業				
①認知症の介護入門講座・市民のための認知症講座	実施	⇒	⇒	⇒
②認知症の人の介護家族交流会	実施	⇒	⇒	⇒
③認知症あんしんサポーター講座	実施	終了	—	—
④認知症あんしんサポートリーダー養成研修	実施	終了	—	—
⑤認知症あんしんサポーター活動モデル事業の企画推進に関する調査研究	実施	具体化	⇒	⇒
（４）高齢者虐待等に関する権利擁護事業				
①権利擁護に関する講座、研修	実施	⇒	⇒	⇒
②高齢者虐待事例研究会	実施	⇒	⇒	⇒
③高齢者虐待防止に関する支援方策の調査研究、普及啓発	実施	⇒	⇒	⇒
④成年後見制度の普及啓発、利用促進に関する調査研究	実施	具体化検討	具体化	⇒
（５）高齢者の社会参加事業				
①仲間づくり支援事業	実施	⇒	⇒	⇒
②すこやか講座、すこやか体操指導者育成	実施	⇒	⇒	⇒
（６）福祉用具事業				
①自助具の利用促進のための普及啓発	実施	⇒	⇒	⇒
②関係機関、当事者団体等との連携強化	実施	⇒	⇒	⇒

洛西ふれあいの里保養研修センター「ふれあい会館」

地域福祉推進計画

1 運営理念

私たちは、高齢者や障害のある方をはじめ、ふれあい会館をご利用いただくすべての方がいきいきとつどい、ふれあい、学び、楽しみ、誰もが安心して心豊かな時間を過ごしていただける会館となるよう努めます。

2 運営方針

- (1) ふれあい会館のもつ機能を十分に生かし、各事業を総合的に展開し調和のとれたサービスの提供と充実に努めます。
- (2) 時代の要請や環境の変化を的確に把握し、ふれあい会館をご利用いただく皆さまのニーズに素早く応えられるように努めます。
- (3) ふれあい会館が地域の皆さまの活動拠点や、憩い・癒しの場となるよう、地域との連携を大切にし地域福祉の推進に努めます。

3 経営目標（数値目標）

ふれあい会館の各事業を総合的に行い、調和のとれたサービス提供を実現していくために「感じてくださいーふれあいのひとときー」をスローガンに、会館をご利用いただく方々に「感動」を与え「感動」をいただき、感謝の心でサービスの充実に努めていきます。

そのために「改革」「斬新」「前進」をモットーに、ふれあい会館で働く職員が本会の使命である『市民主体の地域福祉の実現』をめざし、ひとが輝く福祉のまちづくりを目標に以下の数値目標の達成に努めます。

【数値目標】＊ふれあい会館では、平成 18 年度末に《19～22 年度》の 4 カ年にわたる「経営計画」を策定している。以下の数値は当該計画より転記したもの。

事業名	平成 22 年度目標	平成 17 年度実績
社会福祉研修事業		
参加者数	1,892 人	1,783 人
収入	10,831,000 円	7,737,000 円
介護実習・普及センター事業		
参加者数	3,780 人	4,584 人
収入	3,050,000 円	5,575,292 円
健康増進事業		
参加者数（講座）	1,275 人	779 人
収入	2,142,000 円	1,412,700 円
利用者数（健康増進室）	4,800 人	5,214 人
収入	1,047,200 円	1,051,000 円
教養講座		
参加者数	942 人	792 人
収入	9,092,800 円	8,277,560 円
宿泊・保養事業		
利用者数（宿泊）	10,080 人	7,184 人
利用者数（貸室）	50,000 人	42,811 人
利用者数（大浴場）	1,200 人	951 人
収入	26,274,800 円	22,848,250 円
桂坂野鳥遊園事業		
入園者数	18,000 人	14,558 人
参加者数（講座等）	10,620 人	5,672 人
収入	1,905,000 円	705,000 円
総合計（参加者）	102,589 人	84,328 人
総合計（収入）	54,342,800 円	47,606,802 円

2. 指定管理事業別計画

4 推進計画（網掛は重点項目）

取組み	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 諸会議の運営				
①事業委員会	実施	⇒	⇒	⇒
②介護機器普及事業運営協議会	実施	⇒	⇒	⇒
③社会福祉研修事業運営協議会	実施	⇒	⇒	⇒
④京都市社会福祉施設連絡協議会研修委員会	実施	⇒	⇒	⇒
⑤経営計画推進プロジェクト	実施	⇒	⇒	⇒
⑥K E S 推進プロジェクト	実施	⇒	⇒	⇒
⑦ユニバーサルサービス推進チーム会議	実施	⇒	⇒	⇒
⑧苦情解決・危機管理プロジェクト	実施	⇒	⇒	⇒
⑨社会福祉研修体系のあり方見直しプロジェクト	実施	⇒	⇒	⇒
(2) 社会福祉研修事業				
①階層別研修	実施	⇒	⇒	⇒
②専門課題別研修	実施	⇒	⇒	⇒
③連携研修	実施	⇒	⇒	⇒
④資格取得支援	実施	⇒	⇒	⇒
⑤自己啓発支援	実施	⇒	⇒	⇒
⑥地域福祉に関わる人材養成研修	実施	⇒	⇒	⇒
⑦福祉現場の研修ニーズや研修効果に関する調査	実施	⇒	⇒	⇒
⑧社会福祉研修コンソーシアム（仮称）の調査研究	実施	⇒	⇒	⇒
(3) 京都市・介護実習普及センター事業				
①市民各層に対する介護に関する啓発事業	実施	⇒	⇒	⇒
②市民各層に対する介護知識・技術習得に関する講座事業	実施	⇒	⇒	⇒
③介護専門職に対する介護知識・技術向上研修	実施	⇒	⇒	⇒
④福祉用具普及事業	実施	⇒	⇒	⇒
⑤介護機器等の広報・啓発事業	実施	⇒	⇒	⇒
⑥他機関との連携研修の共催	実施	⇒	⇒	⇒
(4) 健康増進事業				
①健康増進室の運営	実施	⇒	⇒	⇒
②市民の健康維持・増進のための講座	実施	⇒	⇒	⇒
③健康づくりのための指導者養成	実施	⇒	⇒	⇒

取組み	20年度	21年度	22年度	23年度
(5) 教養講座				
①各種教養講座	実施	⇒	⇒	⇒
②仲間づくり・交流の場の提供	実施	⇒	⇒	⇒
③多世代間交流事業	実施	⇒	⇒	⇒
(6) 高齢者等宿泊保養事業の推進				
①宿泊保養事業	実施	⇒	⇒	⇒
②関係機関・当事者団体との連携	実施	⇒	⇒	⇒
③特別支援学校（養護学校）をはじめとする教育旅行への取組み強化	実施	⇒	⇒	⇒
④ふれあい会館倶楽部の運営	実施	⇒	⇒	⇒
⑤広報・宣伝等営業活動の充実強化	実施	⇒	⇒	⇒
⑥計画的な修繕と設備更新	実施	⇒	⇒	⇒
(7) 地域・団体交流事業				
①創業月間	実施	⇒	⇒	⇒
②ふれあいの里秋まつり	実施	⇒	⇒	⇒
③洛西ふれあいの里施設等消防互助会事業および地域行事等への協力	実施	⇒	⇒	⇒
(8) 桂坂野鳥遊園				
①桂坂野鳥遊園事業	実施	⇒	⇒	⇒
②ものづくり体験館の運営	実施	⇒	⇒	⇒
③ホタル人工飼育事業の推進	実施	⇒	⇒	⇒
④桂坂野鳥遊園友の会会員拡大	実施	⇒	⇒	⇒
⑤桂坂野鳥遊園の地元との運営共同化	検討	⇒	⇒	⇒

※（８）に記載している桂坂野鳥遊園・ものづくり体験館は指定管理事業外

児童館事業

地域福祉推進計画

1 運営理念

児童館の事業理念

『京都市児童館活動指針』に掲げられている「地域におけるすべての子どもと家庭のウェルビーイング※の促進」に沿って、「子どもの最善の利益の追求」をめざします。

そのために、①子どもの自立支援をめざす子ども育成活動 ②子育ての社会連帯をめざす子育て支援活動 ③共生のまちづくりをめざす地域福祉促進活動を展開し、すべての児童を対象とした子どもの健全育成、子育て家庭への支援、地域のネットワークづくり等を行います。

※ “ウェルビーイング” には、「快適な暮らし」「健康で幸福な生活」といった意味があり、「自己実現」のある暮らしとも捉えられています。

2 運営方針

京都市児童館活動指針に基づく「児童館事業」「学童クラブ事業」の推進を基本とし、平成 20 年度～23 年度間の重点課題は以下の事業を推進します。

- (1) ボランティア活動を推進します。
- (2) 児童館事業検討作業班会議で検討した結果、出された課題・達成目標を実践するための方法を検討します。また、到達状況を把握、点検していくために活動報告様式の記載方法を確認し、徹底します。
- (3) 区社協・社協運営施設との連携・協働を図っていきます。
- (4) 事業内容の透明性を高め、サービスの質の向上を図るとともに、任期に合わせて指定管理契約を受けるため、外部からの客観的な見地による福祉サービス第三者評価を受け、改善点を模索します。

3 推進計画（網掛は重点項目）

取組み	20年度	21年度	22年度	23年度
（１）ボランティア事業の推進				
①児童館におけるボランティアコーディネート力の向上	実施	⇒	⇒	⇒
②ボランティア募集に係る福祉ボランティアセンターとの連携	実施	⇒	⇒	⇒
（２）事業の自己評価システムの検討と実施	検討	実施	⇒	⇒
（３）区社協・社協運営施設との連携・協働				
①モデル事業の実施（地域福祉的展開・多世代交流）	実施	⇒	-	-
②モデル児童館以外への普及実施		実施	⇒	⇒
③その他事業内容別での区社協及び関連施設との連携	実施	⇒	⇒	⇒
（４）次期指定管理者申請準備				
①福祉サービス第三者評価の受診（２箇所）	実施	⇒		
②指定管理申請		実施	⇒	

本会が運営する児童館

行政区	施設名
北 区	京都市紫野児童館 京都市西賀茂児童館 京都市紫竹児童館 京都市上賀茂児童館
上京区	京都市上京児童館
左京区	京都市高野児童館 京都市吉田児童館 京都市松ヶ崎児童館 京都市養正児童館 京都市白川児童館 京都市市原野児童館
中京区	京都市じゅらく児童館
東山区	京都市清水児童館
山科区	京都市百々児童館 京都市山階児童館 京都市大塚児童館 京都市小野児童館
南 区	京都市山王児童館 京都市山ノ本児童館 京都市久世西児童館 （南大内児童館 指定管理制度以外の児童館）
右京区	京都市梅津児童館 京都市嵯峨児童館 京都市葛野児童館
西京区	京都市西京児童館 京都市榎原児童館 京都市大枝児童館 京都市境谷児童館 京都市桂川児童館
伏見区	京都市春日野児童館 京都市藤森竹田児童館

老人福祉センター事業

地域福祉推進計画

1 運営理念

社協の基本理念に基づき、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

2 運営方針

- (1) 高齢者福祉の拠点として、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを推進します。
- (2) 高齢者福祉の拠点として、高齢者の健康づくり・介護予防を推進します。
- (3) 高齢者福祉の関係者と連携し、高齢者の暮らしを支えます。
- (4) 高齢者の暮らしを支える活動を支援します。

3 推進計画（網掛は重点項目）

取組み	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 介護予防関係者との連携・協働事業の企画実施	継続実施	⇒	⇒	⇒
(2) 次期指定管理者申請へむけた事業評価についての検討				
①事業評価検討会議の立上げによる事業評価の実施		検討	実施	⇒
②第三者評価の受診	実施	⇒		
③指定管理申請			実施	
(3) 長寿すこやかセンターとの協働のあり方検討（生きがい対策、認知症高齢者対策）	実施	⇒	⇒	⇒
(4) 大学との連携による多世代参加型事業の地域福祉的展開の研究				
①モデルセンターでの実施	実施			
②地域福祉的展開の調査研究	実施	⇒		
③モデルセンター以外への普及実施		実施	⇒	⇒
(5) その他				
①地域で取り組まれている福祉活動への支援	継続実施	⇒	⇒	⇒
②ボランティアの育成と活動の促進	継続実施	⇒	⇒	⇒
③高齢者福祉に関わるネットワーク組織等への参画	継続実施	⇒	⇒	⇒

本会が運営する老人福祉センター

行政区	施設名〈第一種〉	〈第二種〉
北区		京都市北老人福祉センター
上京区	京都市上京老人福祉センター	
左京区	京都市左京老人福祉センター	
中京区		京都市中京老人福祉センター
東山区		京都市東山老人福祉センター
山科区	京都市山科老人福祉センター	京都市山科中央老人福祉センター
下京区	京都市下京老人福祉センター	
南区	京都市久世西老人福祉センター	京都市南老人福祉センター
右京区	京都市右京中央老人福祉センター	京都市右京老人福祉センター
西京区	京都市西京老人福祉センター 京都市洛西老人福祉センター	
伏見区	京都市伏見老人福祉センター 京都市醍醐老人福祉センター	

介護保険関係事業 地域福祉推進計画

1. 施設運営の理念

- (1) 本会の基本理念に則り、誰もが地域社会の一員として、人としての尊厳が守られる日常生活支援や相談体制の確立をめざします。
- (2) 高齢者が自らサービスの選択を行い、総合的・効果的にサービスを利用することができるよう、利用者の立場にたち公正中立を念頭においた業務を遂行します。
- (3) 一人ひとりの価値観を大切にし、安心感・信頼感・満足感を得ていただけるサービス提供に努め、常にサービスの質の向上に取り組めます。

2. 運営方針

- (1) 介護保険制度の基本理念、基本目標を常に念頭に置き事業を運営し、常に利用者サービスの向上に努めます。
- (2) サービス提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類や特定の居宅サービス事業者に不当にかたよらないよう公正中立に行います。
- (3) 利用者の意思や価値観にそって、要求にできるだけ近い状態の選択ができるよう、利用者等との信頼関係と対等な関係を築き、利用者が主体的に生活できるためのサポート役になれるよう努めます。
- (4) 事業の運営に当たり、京都市、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携に努めます。また、職員は専門性を発揮し、職員間のチームワークを大切に業務にあたります。
- (5) 関係法令を遵守し、法人の定める諸規程を守り、相互協力によって運営理念の具体化に努めます。

3. 推進目標

- (1) 介護保険事業が継続・発展できるよう、経営基盤の強化に取り組めます。
- (2) 関係法令を遵守して、介護サービスや高齢者支援の質を向上させます。
- (3) 高齢者や介護者の暮らしの課題を住民主体の活動として取り組めるよう、ボランティアの育成や小地域福祉活動への参画・協働をすすめます。
- (4) 事業従事者の育成を一層強化します。
- (5) 関係団体・機関との連携を強化し、介護関係事業の充実を図ります。
- (6) 今後の事業のあり方を検討していきます。

【数値目標】

事業名	平成23年度目標数値	平成18年度実績
老人デイサービスセンター		
利用者数	154,100人	138,375人
介護報酬	1,395,594,000円	1,253,182,263円
ケアプランセンター		
給付管理件数	16,100件	12,376件
介護報酬	197,018,000円	151,259,516円
地域包括支援センター		
給付管理件数	11,640件	3,444件
介護報酬	49,760,400円	16,064,300円
老人短期入所施設		
利用者数	13,500人	13,418人
介護報酬	126,401,000円	125,633,372円

2. 指定管理事業別計画

4. 推進計画（網掛は重点項目）

取組み	20年度	21年度	22年度	23年度
（１）老人デイサービスセンター				
①稼働率の向上	実施	⇒	⇒	⇒
②個別機能訓練等の実施	実施	⇒	⇒	⇒
③アクティビティの実施	実施	⇒	⇒	⇒
④京都式選べるデイの推進	検討	実施	⇒	⇒
⑤ボランティアの育成	実施	⇒	⇒	⇒
⑥第三者評価の受診	実施	⇒	⇒	⇒
⑦ユーザーアンケートの実施	実施	⇒	⇒	⇒
（２）ケアプランセンター				
①給付管理件数の向上	実施	⇒	⇒	⇒
②一部事業所の統合推進	検討	実施	⇒	⇒
（３）地域包括支援センター				
①介護予防給付管理件数の向上	実施	⇒	⇒	⇒
②地域支援事業の推進強化	実施	⇒	⇒	⇒
（４）老人短期入所施設				
①稼働率の向上	実施	⇒	⇒	⇒
②個別ケアの推進	実施	⇒	⇒	⇒
（５）基盤強化検討プロジェクト（仮称）の設置	実施	⇒		
（６）市域・ブロック・事業所での職員研修の強化	実施	⇒	⇒	⇒
（７）市域・ブロック・事業所での職員会議の推進	実施	⇒	⇒	⇒
（８）小地域福祉活動への参画・協働	実施	⇒	⇒	⇒
（９）関係団体懇談会の開催	実施	⇒	⇒	⇒
（１０）事業検討委員会（仮称）の設置	実施	⇒		
（１１）配食サービスの実施	実施	⇒	⇒	⇒
①関係事業所会議の開催	実施	⇒	⇒	⇒
②配食サービスの現状と課題調査の実施	実施			
（１２）京都市老人デイサービスセンター協議会の運営	実施	⇒	⇒	⇒
①総会・幹事会・委員会の開催	実施	⇒	⇒	⇒
②研修・調査研究・広報交流委員会活動の推進	実施	⇒	⇒	⇒

本会が運営する介護保険事業所

(老人デイサービスセンター・ケアプランセンター)

行政区	デイサービスセンター	ケアプランセンター（指定管理外）
北 区	京都市衣笠老人デイサービスセンター	衣笠ケアプランセンター
上京区	京都市上京老人デイサービスセンター 京都市仁和老人デイサービスセンター 京都市出水老人デイサービスセンター	出水ケアプランセンター
左京区	京都市左京老人デイサービスセンター	左京ケアプランセンター
中京区	京都市御池老人デイサービスセンター	御池ケアプランセンター
東山区	京都市東山老人デイサービスセンター	東山ケアプランセンター
山科区	京都市山科老人デイサービスセンター	山科ケアプランセンター
下京区	京都市下京老人デイサービスセンター	下京ケアプランセンター
南 区	京都市陶化老人デイサービスセンター 京都市久世西老人デイサービスセンター	陶化ケアプランセンター 久世西ケアプランセンター
右京区	京都市太秦老人デイサービスセンター 京都市御室老人デイサービスセンター 京都市葛野老人デイサービスセンター	太秦ケアプランセンター 御室ケアプランセンター
西京区	京都市西京老人デイサービスセンター	西京ケアプランセンター
伏見区	京都市伏見老人デイサービスセンター 京都市醍醐老人デイサービスセンター	伏見ケアプランセンター 醍醐ケアプランセンター

(地域包括支援センター)

行政区	施 設 名
上京区	京都市仁和地域包括支援センター
中京区	京都市御池地域包括支援センター
東山区	京都市東山地域包括支援センター
南 区	京都市陶化地域包括支援センター
右京区	京都市葛野地域包括支援センター

(老人短期入所施設)

行政区	施 設 名
下京区	京都市菊浜老人短期入所施設

ひと・まち交流館 京都 管理部

地域福祉推進計画

1 運営理念

「ひと・まち交流館 京都」は開設5年目に入った平成19年7月には来館者数が百万人を突破し自主的な市民活動を支える拠点として、多くの市民に親しまれる施設となっています。

平成18年度より、それまでの管理受託者から指定管理者へと移行して管理運営を行っている管理部では、この「ひと・まち交流館 京都」が福祉やまちづくりをはじめとするさまざまな市民活動を支援する拠点施設として、常に皆様から愛されるよう、施設機能を更に充実していきます。

2 運営方針

- (1) 会議室をはじめとする館内全ての共用部分の管理責任者として、市民の皆様が安心・安全・快適に施設を利用いただくために、火災の予防や火災・地震・その他の災害が発生した時の安全確保、被害の軽減が図れるよう防災訓練や研修等を実施していきます。
- (2) 利用される市民の意見や要望に応えるため、市の関係課と交流館各センター、入館団体の責任者で構成される共同管理委員会の機能を、更に強化するとともに連携を密にし、さまざまな課題の解決に向け取り組んでいきます。
- (3) 経年変化とともに老朽化がすすむ館内設備について、保守点検を強化し、異常もしくは異常の兆候を早期に発見して、必要な改修を実施していきます。
- (4) 平成18年5月にKES認証を取得しましたが、引き続き継続取得に向けて取り組みをすすめ、交流館を利用される市民に対しても、電力使用量の削減への協力要請をはじめ、交流館周辺地域の清掃活動を継続することにより、市民への環境啓発に取り組んでいきます。

3 推進計画（網掛は重点項目）

取組み	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
（１）管理事業				
①共同管理委員会の開催	実施	⇒	⇒	⇒
②共同防火管理協議会の開催	実施	⇒	⇒	⇒
③会議室利用抽選会の実施	実施	⇒	⇒	⇒
④休館日における館内定期清掃及び設備保守点検の実施	実施	⇒	⇒	⇒
⑤「ひと・まち交流館 京都 自衛消防隊」による総合訓練の実施	実施	⇒	⇒	⇒
（２）環境活動事業				
①KES 認証継続取得に向けた環境改善活動の実施	実施	⇒	⇒	⇒
②交流館周辺地域の環境美化活動の実施	実施	⇒	⇒	⇒
（３）交流活動事業				
①地域住民との交流活動の促進	実施	⇒	⇒	⇒

資料編

Ⅳ 資料編

1. 社会福祉協議会をとりまく現状と課題

(1) 社会・経済状況・・・広がる地域格差問題・貧困問題

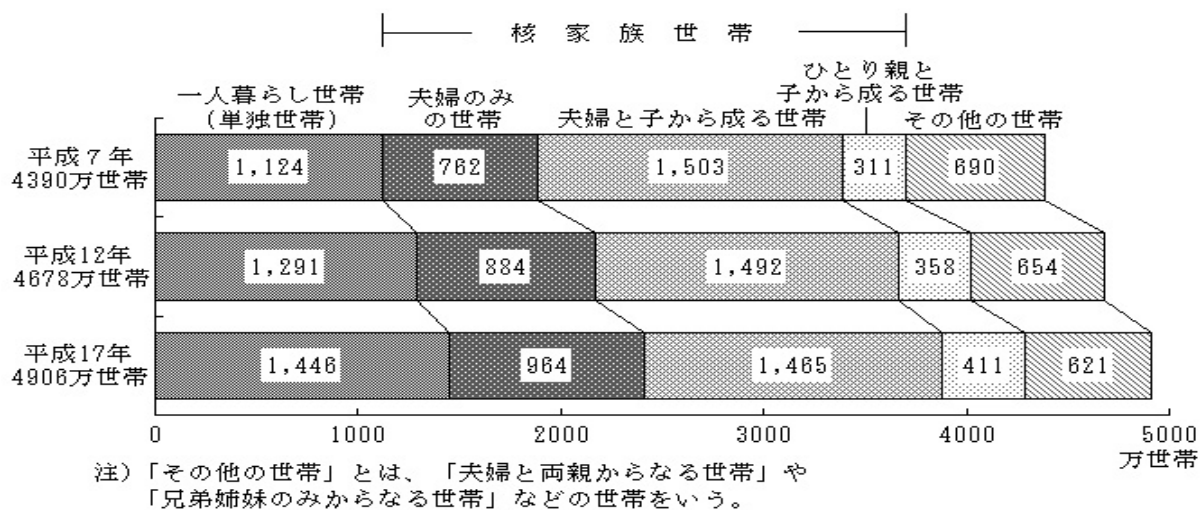
- グローバリゼーション（経済市場活動等の世界規模化）の進行による産業構造の変貌や国の構造改革等の影響を受け、地域経済の落ち込みや、企業における終身雇用などの雇用慣行が崩れリストラが進行しています。その結果、地域格差の問題が深刻化しています。また経済全体の活況が報じられる一方で、賃金引下げや雇用の非正規化などの問題をもたらしました。
- 地域間で生じていた経済状況の格差に加え、生活の質の水準の格差が深刻化しています。構造改革の中で近年、公共事業や国からの補助金は削減されており、ますます地域間の格差は拡大しています。
- 完全失業率は平成14年の5.4%（全国年平均）をピークに逡減傾向にあるとはいえ、平成19年9月で4.0%と依然として高い水準にあります。ニート、フリーターの増加など若年層にみられる就業形態の変化や技能形成といった課題への対応や、貧困・“ワーキングプア”問題、所得格差など経済的に弱者の立場におかれた人々への対応は重要な政策課題として浮き彫りになっています。

(2) 市民生活の動向と地域社会の変容

① 世帯規模の縮小・・・家族の自立機能の弱まり、高齢者のみ世帯の増加

- 全国的に単独世帯と核家族世帯が増加しています。核家族世帯の中でも夫婦のみの世帯の増加率が高まっています。その中で、高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯も年々増加傾向にあります。

グラフ1：一般世帯の家族類型別世帯数の推移(全国、平成7年～17年)

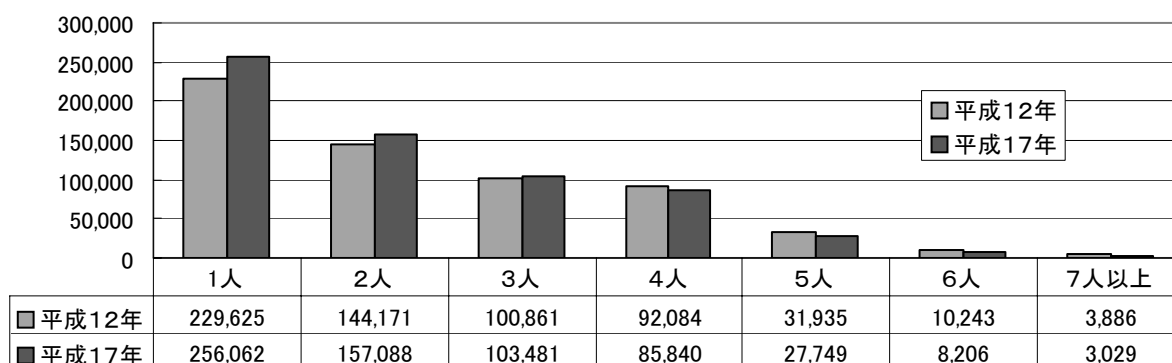


参考) 統計京都 2006年12月号特集 京都府統計課人口労働係

- 京都市内の状況をみても、世帯規模は縮小し1人世帯はすべての行政区で増加しています。また、年々未婚率が上がり、母子・父子家庭など1人親家庭の割合も高まっています。さらに、引き続き高齢化がすすみ、高齢者のいる世帯の割合の中で単独世帯や高齢夫婦のみの世帯の割合が高まっています。

- 世帯人員の変化＝京都市内の世帯状況を国勢調査によると、平成17年調査と平成12年調査との比較で、世帯人員別にみると3人までの世帯が増加しています（グラフ2）。

グラフ2：京都市内の一般世帯の世帯人員別世帯数



- 1人世帯の世帯数変化＝国勢調査によると、1人世帯はすべての行政区で増加し、1世帯あたりの人員はすべての行政区で減少しています。また男女共に離別が上昇し、一人親家庭の割合が高まっています。母子世帯は前回調査に比べて23.6%の増加、父子家庭では0.9%の増加となっています（グラフ3、表1）。

グラフ3：行政区別 1人世帯の世帯数の変化

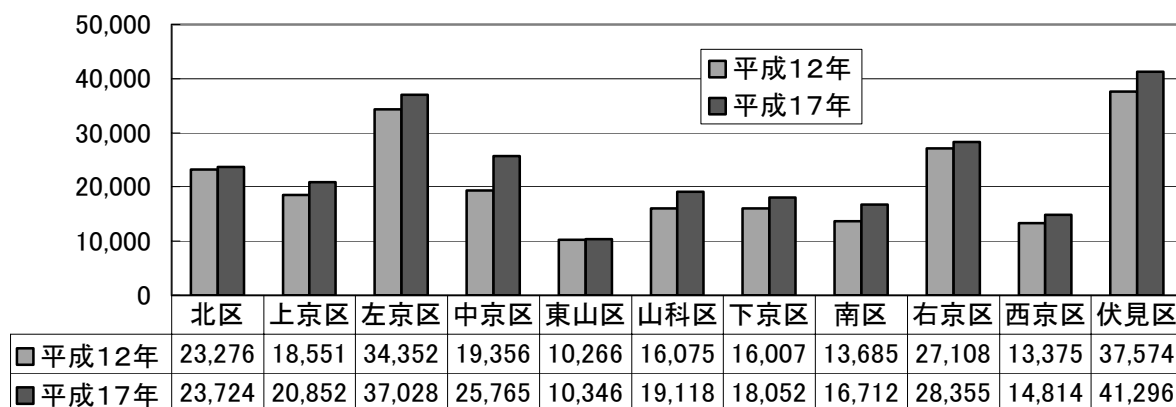


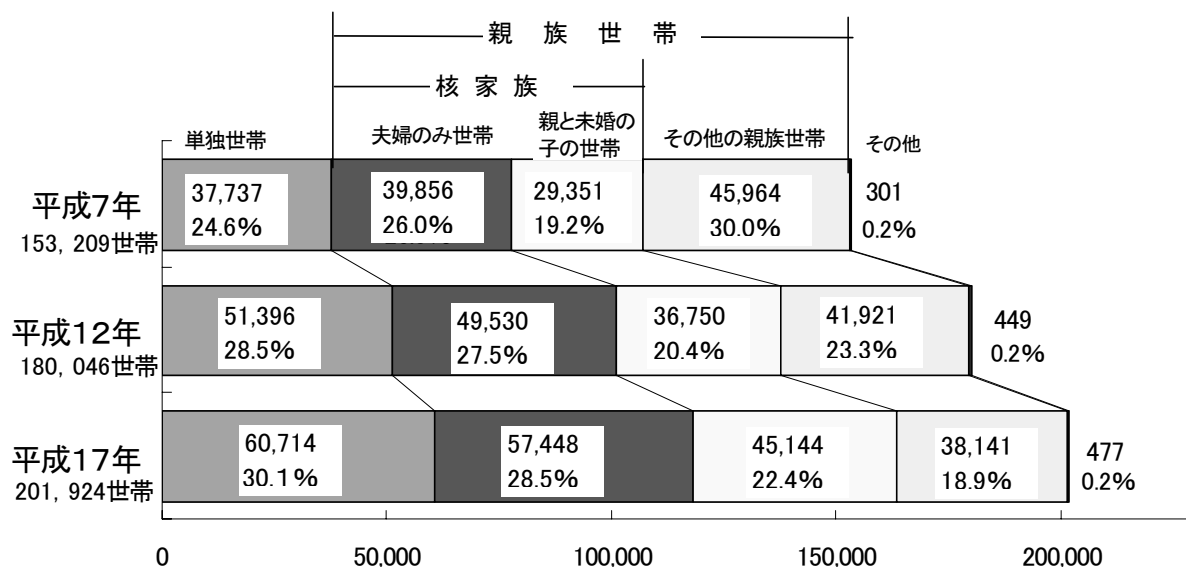
表1：母子世帯と父子世帯

	母子世帯		父子世帯	
	世帯数	増減率(%)	世帯数	増減率(%)
平成2年	6,833		1,111	△ 1.9
平成7年	6,849	0.2	942	△ 15.2
平成12年	8,144	18.7	922	△ 2.2
平成17年	10,062	23.6	930	0.9

※平成17年の増減率は現行の区域の平成12年結果と比較して求めています

参考) 京都市総合企画局情報化推進室情報統計課「統計解析平成19年12月21日発行 平成17年国勢調査第1次基本集計結果の概要」

グラフ4：京都市内の65歳以上の高齢者がいる世帯



- 高齢者世帯の変化＝平成17年国勢調査では65歳以上の高齢者がおられる世帯は、一般世帯の3割を超え、中でも単独世帯は平成12年国勢調査に比べて18.1%増加し、高齢者の5人に1人となっています。また、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上）は、前回調査に比べて18.5%増加しています。さらに、平成19年9月15日現在の京都市の高齢化率は21.6%となっており、西京区を除きすべての行政区で20%を超えています。そして、これまで高齢化率の低かった周辺区（山科区、西京区、右京区、伏見区）では中心区を上回る速度で高齢化がすすんでいます（グラフ4、表2）。

表2：京都市の行政区別高齢化率（単位：%）

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
平成17年	20.1	21.2	23.8	20.9	21.2	27.6	18.9	23.2	19.2	20.2	16.2	18.4
平成18年	20.8	21.9	24.4	21.5	21.6	28.3	20.0	23.4	19.8	21.0	17.1	19.3
平成19年	21.6	22.6	24.9	22.3	22.1	28.9	21.1	23.7	20.4	21.9	18.1	20.2

※平成17年は国勢調査結果、平成18年、19年は推計人口

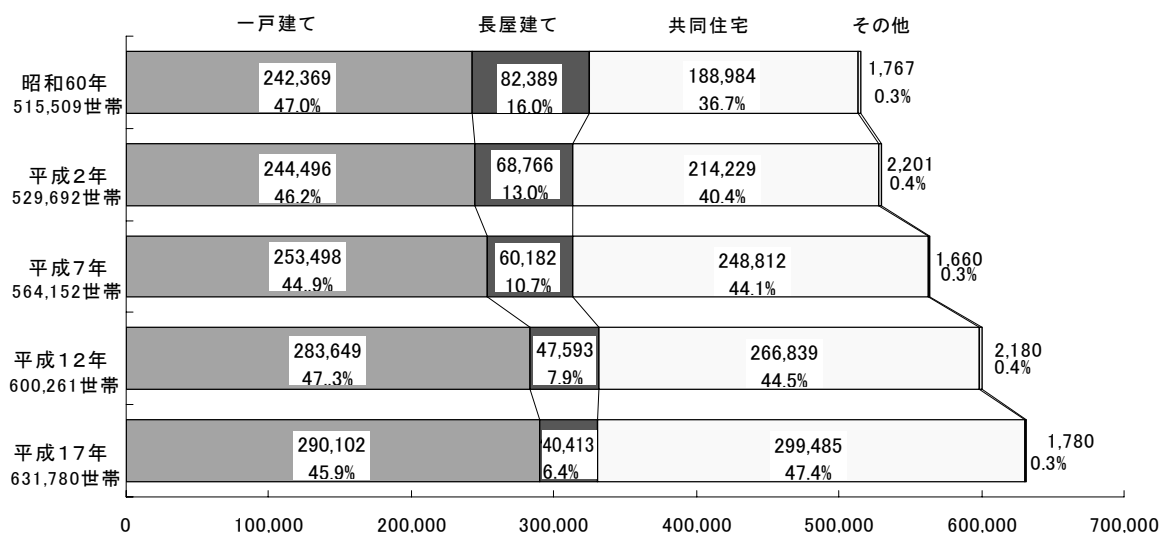
参考）京都市総合企画局情報化推進室情報統計課「統計解析平成19年12月21日発行 平成17年国勢調査第1次基本集計結果の概要」

- このように、京都市内においても核家族化、高齢化の進行や1人親家庭の増加等によって世帯規模の縮小がみられ、家族による扶養機能は確実に縮小しています。このことから、家族の自立機能の弱まりと家族の孤立化などの問題が広がっており、社会的な支援体制の構築が今後より一層必要となってくることがみとれます。

②住宅形態の変化・・・地域コミュニティ、担い手確保への影響

- 大都市圏の例に漏れず、京都市内においても、マンション等の共同住宅に住む人の割合が高まっており、一戸建て世帯を押さえ、その割合は一番高くなり半数弱の世帯が共同住宅に居住しています。

グラフ5：住宅に住む一般世帯の住宅の建て方



参考）京都市総合企画局情報化推進室情報統計課「統計解析 No.14 平成19年12月21日発行 平成17年国勢調査第1次基本集計結果の概要」

- 一般世帯の住宅の建て方の状況＝平成17年国勢調査では一戸建て住宅よりも共同住宅の構成比が高くなりました。マンションなどの共同住宅が47.4%を占めるまでになり、半数弱の世帯が共同住宅に住んでいることとなります（グラフ5）。

③雇用状況の変化

- 次に京都市内の雇用状況をみると、近年、京都市内でも完全失業率は上昇し、雇用形態としては、臨時雇用が大きく増加しています。自営業者や家族従事者の割合は昭和50年代をピークに割合が低下する一方となっています。

● 就労形態の変化＝国勢調査によると京都市の完全失業率は依然高い水準にあります（グラフ6）。また就業者の従事上の地位（雇用者・自営業主・家族従事者）をみると、平成17年と平成12年の国勢調査の比較で、自営業主・家族従事者の実数・構成比とも減少しています（表3）。また、雇用者を常雇、臨時雇、役員に区分してみると、常雇と役員は減少し、臨時雇用が大きく増加しています。なお、自営業主・家族従事者の実数と構成比の低下が続いています（表4）。

グラフ6：京都市の完全失業者数と完全失業率

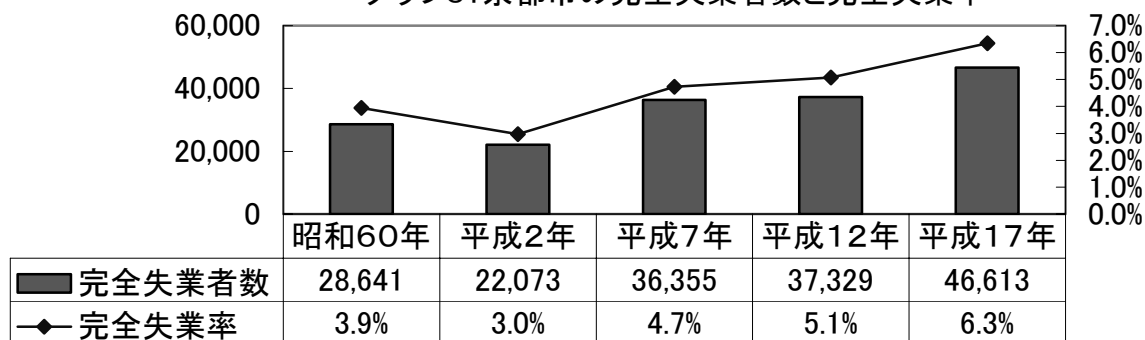


表3：従業上の地位別就業者数（平成12年、平成17年）

	総数	雇 用 者			役員	自営業主		家族従事者	家庭内職者
		常雇	臨時雇			雇人あり	雇人なし		
平成12年	697,745	518,420	440,320	78,100	50,075	29,431	58,044	36,999	4,699
平成17年	688,268	521,409	433,403	88,006	46,348	24,747	58,373	33,079	4,088
増減率	△ 1.4	0.6	△ 1.6	12.7	△ 7.4	△ 15.9	0.6	△ 10.6	△ 13.0

表4：従業上の地位別構成率（単位：％）

	雇用者	自営業主	家族従事者
昭和45年	71.9	17.7	10.4
昭和50年	70.0	18.6	11.2
昭和55年	70.2	18.9	10.9
昭和60年	74.5	17.1	8.3
平成2年	77.4	15.4	7.2
平成7年	78.7	14.6	6.7
平成12年	81.5	13.2	5.3
平成17年	82.5	12.7	4.8

参考）京都市総合企画局情報化推進室情報統計課「統計解析 No.15 平成19年12月21日発行 平成17年国勢調査第2次基本集計結果の概要」

- 近年、格差拡大が社会問題となっていますが、京都市内においても完全失業率や臨時雇用の増加によって格差の拡大がすすんでいるといえます。このような変化から引き起こされる諸問題が複雑に絡み合っ、より一層、生活問題を深刻化させていくと言われており、京都市内でも決して例外ではないことがデータからも推察できます。

④地域の「人」とのつながりの変化…今後の地域活動、対人関係への影響

- 地域社会でのつながりは希薄になっています。向こう三軒両隣といった近隣関係は総じて薄くなり、自治会・町内会などの地域組織の活動によるつながりをもつ人は少なく、ボランティア・NPO・市民活動やスポーツ・趣味・娯楽などの活動を通じたつながりをもつ人はさらに少ない状況です。
- マンションの場合は、自治会・町内会に所属していないところも見られ、自治会・町内会や各種団体活動の課題ともなっています。このことも地域社会のつながりの希薄化の一要因としてしばしば指摘されていますが、京都市の調査結果からも、マンション住民の中で地域活動への関心がそれほど高まっていないことを伺い知ることができます。
- 全国的には社会から孤立している人が2割程度存在するとされています¹。今日の格差拡大による諸問題と合わせ、地域活動を通じた関係づくりが希薄になっていることも社会的孤立を生み出す要因とも言えるでしょう。

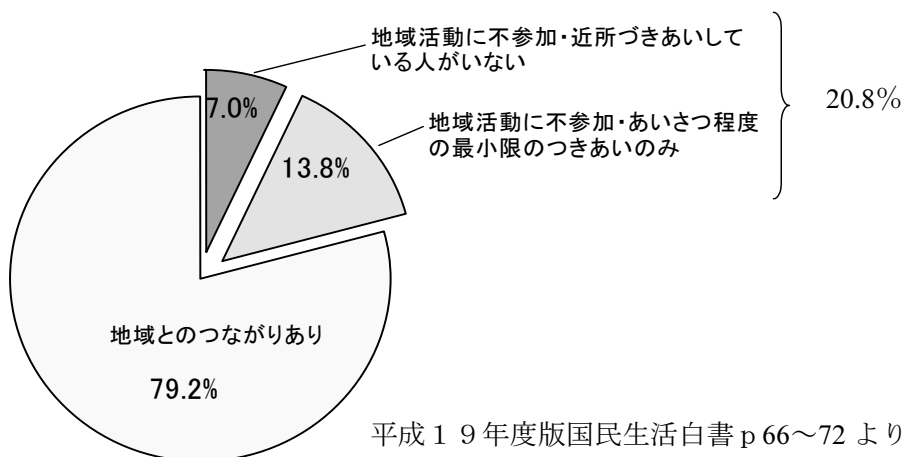
●弱まる地域のつながり＝平成 19 年度版国民生活白書では、家庭、地域、職場でのつながりのある人ほど精神的やすらぎを得て、人々の生活ひいては人生に影響を及ぼしているとし、実際にはいずれのつながりも薄くなっていると指摘しています。

地域社会でのつながりをみると、近隣関係も総じて薄い状況であり、自治会・町内会の活動に参加していない人は半数を占めており、これらの活動によるつながりをもつ人は少ないと指摘しています。さらに、ボランティア・NPO・市民活動やスポーツ・趣味・娯楽活動などの活動によるつながりをもつ人は少なく、ボランティア・NPO・市民活動に絞って参加頻度を尋ねると、参加していない人は8割と大半を占めるという結果が出ています。

また、挨拶程度以下の近所づきあいしかせず、地域活動に全く参加していない人は20.8%に上っており、その中でも近隣関係を持たず地域活動にも参加していない全く地域から孤立している人は全体の7.0%に及んでいます（グラフ7）。

¹ 内閣府 2007 年『平成 19 年度版国民生活白書』 箱書きを参照のこと

グラフ7: 地域活動および近所付き合いの程度

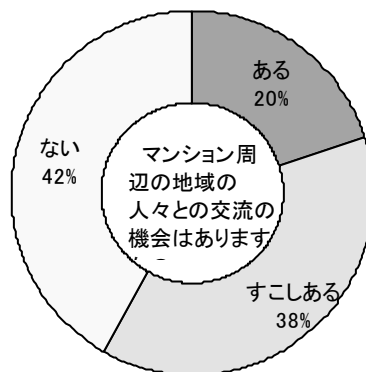
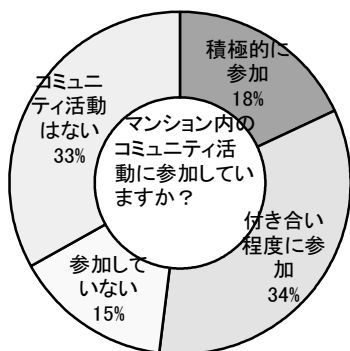


- マンション居住者の地域参加＝京都市都市計画局が平成13年5月にとりまとめた「京都市分譲マンション管理実態調査報告書」によれば、マンションの居住者がマンション内のコミュニティ活動に「参加していない」、「コミュニティ活動はない」と回答した割合は、半数近くに上っています。また、マンション周辺の地域コミュニティ活動への参加状況を居住者に尋ねたところ、46%が「参加していない」あるいは「コミュニティ活動はない」と回答しています（グラフ8）。

マンション内のコミュニティ活動の参加状況

マンション周辺の地域の人々との交流の機会

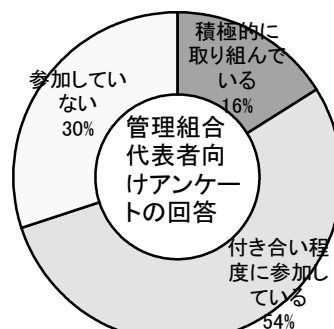
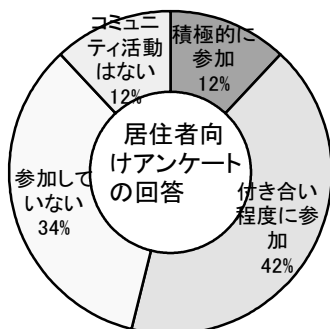
グラフ8：
4種の円グラフ



マンション周辺のコミュニティ活動への参加

個人としての参加

マンション全体としての取り組みや参加



京都市都市計画局 2001 年「京都市分譲マンション管理実態調査報告書」p28 より

- 地域のつながりは、つながりをもつ本人の安心感や充実感を高め、人々の生活を豊かなものとし、健康増進を導いたり教育面での成果を上げたり、犯罪発生率を低下させるなど、地域全体の問題の解決に資する可能性があると言われます²。
この地域のつながりが生む効果を再評価し、地域活動の持続的発展を可能にし、安心感をもって生活できる地域づくりのための取組みが重要となっています。

（３）福祉制度・コミュニティ施策の動向

①福祉制度の変化と社協への影響

ア．福祉サービスの“準市場化”と“制度の谷間”の問題への対応

- 平成１２年の介護保険の導入を皮切りに、社会福祉制度は措置制度から選択と利用契約制度へと変化し、準市場化・営利化が図られました。そして、福祉サービスを供給する事業者の規制緩和がなされ、人件費等の低コスト化がすすめられ、社会福祉法人もその影響を強く受けるようになっていきます。
- 一方で国は、準市場化の中で生じる制度の谷間に置かれた人々への対応やすべての人の孤独、孤立やさまざまな問題から援護し、社会の構成員として包み支え合う、今後の社会福祉のありようを提起しています³。
- さらに、生活保護行政に関して、国は支給基準の見直しをすすめる一方で、受給者の「就労自立支援」をはじめ「日常生活自立支援」や「社会生活自立支援」の必要性を掲げ、自立支援の推進にあたっては、社会福祉法人やＮＰＯ、社協との連携強化やアウトソーシング（外部委託）を提起しています⁴。

イ．制度・政策の中で社協に求められていること

- こうした制度改変の中で、社協は他の社会福祉法人では行えないサービスを重点的に行うことが期待されており、介護保険の導入や社会福祉法の成立とともに福祉サービス利用援助事業として地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の事業主体として位置づけられるようになりました。
- また、厳しい雇用情勢のもと総合的なセーフティネット策の一環として、生活福祉資金貸付事業の中に離職者支援資金が平成１３年度から導入されることとなりました。また、平成１４年からは居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける長期生活支援資金制度（リバースモーゲージ）が導入されています。

² 内閣府 2003 年「ソーシャルキャピタル 豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」

³ 社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会 2000 年「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」

⁴ 社会保障審議会福祉部会 2004 年「生活保護制度のあり方に関する専門委員会報告書」

- このように、平成１２年度以降、社協は低所得の人や制度の谷間に置かれた人、地域社会から孤立している人に対する具体的な自立支援の活動が強く求められるようになっていきます。
- 以上のように、近年の社協活動の中で地域住民による地域福祉活動の推進とともに、在宅福祉サービスの運営による福祉サービスの提供に加え、支援の必要な人の個人的な生活問題をつかみとり福祉サービスを適切につなぎ合わせていくための相談援助、情報提供の活動の比重が高まっていることが社協をめぐる大きな変化と言えるでしょう。

②福祉制度やコミュニティ政策における地域社会の位置づけの変化

- 平成１２年度から施行された社会福祉法では、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」や「社会福祉に関する活動を行う者」とともに、「地域住民」についても「相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされています。
- コミュニティ政策に関わっては、地域において住民サービスを担うのは行政のみではないという考え方のもと、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間組織と協働し相互に連携して、個々人が解決・調達できないようなサービスを提供する仕組みの形成が目指されています。
- このように従来、行政で実施してきた各種サービスについても、行政や民間組織と協働しながら住民自身もサービスを担う主体者となることが期待されており、これまで以上に、地域社会の役割が大きく位置づけられるようになっていきます。

（４）地域福祉を推進する組織の広がり

- 国のコミュニティ政策において、住民やコミュニティ組織、NPOなどが公共サービスの担い手として位置づけられ、その役割に期待が向けられています。地域福祉の推進においても、社会福祉法に沿って、厚生労働省は地域福祉の推進者について次のように例示をあげています。
 - ・ 地域住民
 - ・ 要支援者の団体
 - ・ 自治会・町内会、地縁型組織等
 - ・ 一般企業、商店街等
 - ・ 民生委員・児童委員、福祉委員等
 - ・ ボランティア、ボランティア団体

- ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）、住民参加型在宅サービス団体等
- ・ 農業協同組合、消費生活協同組合等
- ・ 社会福祉法人、地区（校区）社会福祉協議会等
- ・ 社会福祉従事者（民間事業者を含む）
- ・ 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等） など

①地域の住民組織等

- 先に見たように、全国的には自治会・町内会や各種団体などの地域組織の活動に参加している人の率は低くなっています。その傾向は京都市内においても同様です。
- また、これまで京都市内の地域組織の多くの場合、自営業主や家族従事者など職住一体的で、長年、地域に根をはって生活している人たちの中からリーダーが生まれていましたが、先にみた雇用状況の変化やマンション居住者の増加は、今後の地域活動に大きな変化をもたらすものと考えられます。このような状況は、地域組織に依拠し組織された京都市内の学区社協の活動や組織にも影響を及ぼすものと考えられます。

②ボランティア・市民活動グループ等

- 全社協が発行している『ボランティア活動年報2005年』によれば、全国の社協ボランティアセンターが把握しているボランティア団体の数は年々増加しており、平成17年は123,926団体となっています（この中には地域組織の中で結成されたボランティアグループも含まれていると推測されます）。
- また、同年報によれば、団体に所属するボランティア、個人ボランティアの数も年々増加していましたが、平成17年に初めて前年度実績からの減少がみられていると指摘されており、今後の動向に注意を払う必要があります⁵。しかし、近年では災害時の対応や地域の安心安全の確保において地域組織の活動や地域社会でのボランティア・市民活動等への期待はより高まっています。
- また、内閣府のNPOホームページ⁶によれば、NPO法人は増加の一途をたどっており、平成19年11月末現在で34,621団体、京都市内においても平成19年12月末現在で564団体と大きな広がりを見せています。活動分野では「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」（6割弱）をトップに「まちづくり」「地域安全活動」など地域福祉を推進する担い手としても欠かせない存在となっています。

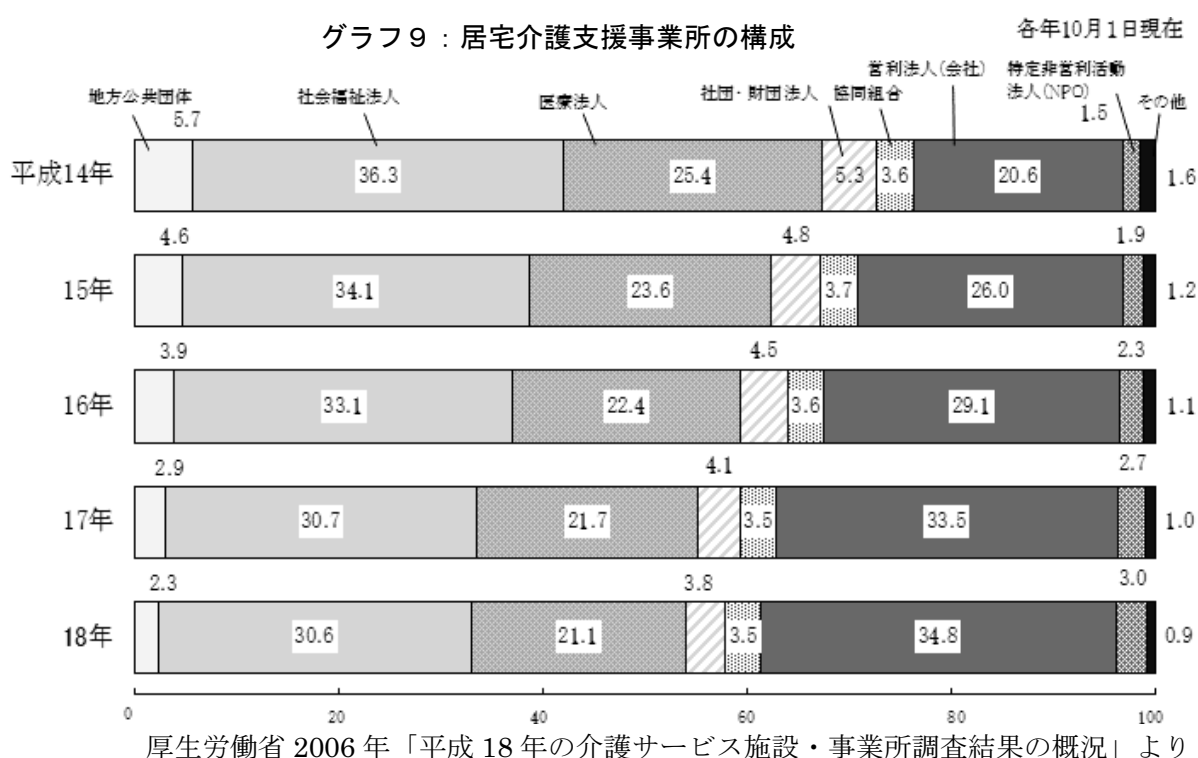
⁵ 国が実施している「社会生活基本調査」でもボランティア活動率の減少がみられます。平成18年調査では、10歳以上の人のボランティア活動率は全国で26.2%で、前回調査（平成13年）よりも2.7ポイント減少しています。京都府内においても、18年調査では23.4%で前回調査よりも4.3ポイント減少しています。

⁶ <http://www.npo-homepage.go.jp/>

③福祉サービスの提供者

- 福祉サービスを提供する事業者は介護保険導入に伴い、また平成 18 年度に本格実施された指定管理者制度の導入もあいまって、多様化がすすみ、社会福祉法人、NPO 法人、生協、農協、医療法人、営利法人など幅広くなっています。とりわけ高齢者介護や保育分野において営利法人の参入がすすんでいます。

●居宅介護支援事業所の構成＝厚生労働省が広報している「平成 18 年の介護サービス施設・事業所調査結果の概況」によれば、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所の開設主体に占める営利法人の割合は年々増加しており、平成 17 年にはそれまで一番多かった社会福祉法人を凌ぐ割合となっています（グラフ 9）。



- 一方、国の一連の社会保障制度改革の中で、社会福祉の各分野においても、平成 18 年度以降、改正介護保険法や障害者自立支援法の施行などにより、利用者の応益負担の強化と人件費をはじめとした低コスト化がすすめられ、社会福祉法人をはじめ事業者はサービスの質の確保、事業の収益の確保といった経営面で大変厳しい状況に置かれており、そのことが利用者の福祉・生活の安定をおびやかしている場面も広がっています。

2. 基本指針策定の系譜と評価

- 本会は昭和46年に総合企画委員会答申を基本方針として以来、概ね10年ごとに答申を受け、それを事業活動上の方針として遂行してきました。新たな方針を策定するたびにそれまでの評価を行ってきています。ここでは簡潔にそれらを振り返ってみます。

昭和46年 総合企画委員会答申 京都市における社会福祉協議会のあり方について(1)(2)

組織の目標と基本単位を明らかにした

- 1 広く住民生活の福祉増進を目的とする組織として位置づける。
 - 2 組織活動の基本単位を学区社協におくことを明らかにする。
 - 3 地域住民のニーズに即して住民が問題を明らかにし、行政は責任をもつてこれを援助し、専門家の協力を引き出していくという**住民主体の原則に立つ**ことを提示した。
- ☆ 昭和47年総合企画委員会答申Ⅱでは、その具体化のため、学区組織の規約試案、財源、活動要領などを提示した。

- 1 社協の目的が小地域活動をすすめることにあるという認識と合意が広がった。
- 2 市社協と関わり小地域活動を試みる地域が急増した。
- 3 調査・広報・研修・学習・在宅サービスなど老人福祉を軸に広がり、児童文庫活動も50年代に増えた。

昭和57年 基本構想委員会答申 1 中間報告

「小地域における地域福祉活動の到達点と今後の方針」

「社協基盤強化の指針」(全社協)に基づいて策定

1 社協職員活動の今後の方針

- ①社協活動が拡大、多様化、広範化しても、**エネルギー源は小地域福祉活動にある**ことを確認する。
- ②小地域活動の基盤・組織づくりと定着のため、職員の援助過程の確立と研修制度の確立が必要とした。

2 小地域活動点検の4つの指標への補足

- ①事業活動の比重増加が地域福祉活動を圧迫している。意識的な追求を行うべきである。
- ②事業活動も住民には必要だが、**社協活動の基本は住民自身による地域福祉活動であることを間違わずすすめていくこと**。事業活動は公的責任の分も含まれるため社協の事業活動と混同しないこと。実際面での解明は今後の課題である。

- 1 地域福祉の視点で、事業活動を住民との結びつきを広げるものとして活かして、地域福祉活動を定着させてきた。
- 2 市域・区域の概括だけで地域福祉課題を画一的にできなくなった。地域ごとの違いが大きくなっている。
- 3 このことは地域福祉計画を区・学区単位で策定する方針が重要となる。
- 4 計画の集積を行政が出す福祉計画とつぎ合わせ、論議を重ねることが求められる。
- 5 これは、市域レベルの固有な役割の一つとして重視していくべきものである。

昭和58年 基本構想委員会答申 2 一区社協のあり方について

「区社協のあり方について」組織・事業・財政分析

- 1 区社協の基本的任務は、学区社協の育成・振興、活動の組織化を直接遂行すること。
- 2 在宅サービス・ボランティア活動など区域レベルでの活動を枢要部門に位置づける。
- 3 **区社協の現状は、位置・機能が不明確である。行政機構との関連で自立の方向性を明確にし、公費助成の対象となる法人化を推進する。**
- 4 会員制度・賛助会員制度の確立・拡充を図る。
- 5 市社協は区社協発展強化のための活動を通し市・区・学区の関係性や役割分担を指針化する。
- 6 強化事業などの当面の事業方針を設定する。

- 1 **全区社協が法人化を達成し（H6）、**京都市の社協は三層の構造化で組織体制の完成を見た。区社協の直接的支援により学区社協活動が前進した。
⇒市・区社協の役割関係・区社協事務局整備の方針づくりが出ずに、実践上で市・区の役割を分担し、市社協職員を大幅に区社協に配置するといった人事方針をとって今日に至った。
⇒地域福祉の視点では区も実質的な単位に育った。
- 2 国や自治体の政策変化や区社協法人化により、広域社協としての市社協のあり方が鋭く問われることとなった。

昭和59年 基本構想委員会答申 3 一市社協の現状と課題

「市社協の現状と課題」を見る4つの視点と提言

- 1 **地域福祉の視点：**社協の基本活動は小地域に住民本位の地域の福祉力をつくり出すことにある。
※ 拡大・多様化する事業は基本活動に繋がるものであるか、妥当な事業かを見分けること
 - 2 **民間性の視点：**住民に依拠した活動・事業によって、自主性・先駆性・創造性が守られ、発揮できるものであるか。公的機関の責任を明らかにし、協力・連携を保つこと。
 - 3 **大都市の視点：**第一線との距離感・府社協との関係。これらの条件のもとで民間性を活かす。
※ 3層社協構造。全国情報の活用と区・学区社協支援、企画・調査・研究活動と政策提言機能の役割、情報研修センターの役割
 - 4 **資源条件の視点：**人（量・質・連携・処遇）、財政、物的手段など、資源条件を整備する役割
市社協の発展経過を3期にわけ鳥瞰すると、
S26～S46 答申の20年間＝「準備期」：市の民生行政の代行中心・行政OB職が中心
S47～S54＝「地域福祉の展開期」：質的転換、大都市としての基盤整備期・専門員の配置がすすむ
S55～S59＝「市社協事業の複雑化・多様化と地域福祉の停滞期」＝基本だけでは間に合わない。
- ① 2兎・3兎を追い、原則を見失わず、原則を更に豊かにする活動の仕方が必要になってきた。
 - ② あらゆる活動を住民の福祉力向上につなぐ力量が必要。
 - ③ 役職員の目的意識の共有化・住民自身による改善提案・政策提言のための共同の指針をもつ。

- 1 国や京都市の地域福祉指向もあり、社協の直接サービス事業や受託事業が急増した。
委員会答申でこの状況を予測し、社協の基本活動と上記の両者の相互作用を意識化していたことで、社協を単なる事業体にするのではなく、新たな活動スタイルを蓄積してきた。

平成9年 基本指針策定プロジェクト会議研究報告書 「21世紀・人が輝く福祉のまちづくり」

取り上げられている項目

■事業活動の強化

- ①地域福祉活動計画の策定 ②市・区学区社協の連携強化 ③福祉施設団体との連携強化
- ④ネットワーク形成機能の強化 ⑤情報・研修活動強化 ⑥当事者の組織化機能の強化
- ⑦ボランティア活動の推進 ⑧福祉事業の推進 ⑨介護保険制度への対応策の確立

■市社協の領域と機能

1. 2つの領域

- ①広域＝補完性・調整性・指導性

区社協間及び行政との連絡調整、事業活動の補完・先導・指導、新たな資源条件を作り上げる。

- ②固有＝民間性・主体性・先導性

市域エリアとする社協として、福祉施設の経営や事業受託、ボランティア活動の振興や需給調整、先導的・モデル的な事業展開

2. 8つの機能

- ①地域福祉活動＝全市的な経験交流や実態調査、教訓の一般化、活動マニュアルの作成、モデル事業の企画・開発・実施、活動財源の捻出など地域福祉活動のセンターとしての役割
- ②ボランティアセンター＝区・学区のボランティア活動支援の補完、調整、指導にとどまらず、地域を越えて活動するボランティア団体や広域を守備範囲とせざるを得ない福祉課題に関わるコーディネート機能の役割
- ③福祉事業経営＝福祉施設や福祉事業をトータルにマネジメントする経営体の役割
- ④調査研究、政策提言＝区社協の調査研究機能の連絡調整や指導、条件整備だけでなく、市社協固有に社協組織内外の現場・研究者・関係者を組織し、恒常的にプロジェクトを稼動し、共同シンクタンクとしてのリサーチセンター機能の役割
- ⑤社会福祉情報＝区社協間や地域社会に対する市社協の主体的・先駆的な取組みの役割
- ⑥社会福祉研修＝研修の図書や資料などの充実や独自研修テキストの発行、講師団の編成と派遣システムの構築などの機能。洛西保養研修センターのレベルアップと社会福祉研修事業の新たな資源・条件作りの検討
- ⑦福祉施設・福祉団体・専門機関（者）との連携＝福祉施設や福祉団体の各種別組織の機能を補完したり、各種別間の諸課題の連絡調整や、指導性を発揮し福祉施設や福祉団体全体の目標達成のために活動を展開していく機能・役割
- ⑧資源・条件の整備＝基礎自治体としての京都市行政に向き合う市社協のソーシャルアクションセンターとしての機能・役割

平成15年 第1期 地域福祉活動計画

地域福祉活動の基本課題

- 1 「地域の新しい再生」の実現
- 2 「権利保障・擁護体制」の確立
 - ①社協の福祉活動・サービスの充実 ②市民の権利保障・擁護のための支援システムの整備
 - ③市民・当事者による権利保障・擁護のための活動の促進
- 3 「住民主体・市民参加」の進展
 - ①地域福祉活動の推進者としての参加 ②市社協の運営・事業への参加
 - ③自己実現の機会としての参加
- 4 「総合的な協働」の進展
 - ①地域社会における共感・社会連帯の関係づくり ②小地域の福祉活動における協働
 - ③「新しい流れの活動」との協働

活動計画の重点目標

- 1 総合的な企画・調整機能の強化
- 2 相談・支援機能の強化
- 3 小地域福祉活動、ボランティア・市民活動の推進機能の強化

ひと・まち交流館 京都を拠点とした地域福祉活動の推進課題

- 1 ボランティア・市民活動に関わるセンター事業の推進
- 2 高齢者の福祉・介護に関わる相談センター事業の推進
- 3 あんしん生活支援センター事業の推進
- 4 介護保険事業と福祉サービスによる介護・福祉支援の推進
- 5 総合的な相談・支援の推進
- 6 社会福祉法にもとづく市社協の基盤整備の推進
- 7 市社協が実施する各分野の地域福祉活動の推進

3. 京都市の社協活動をめぐるこの10年の変化と評価（現況と課題）

- 平成9年の京都市社協「基本指針策定プロジェクト会議研究報告書『21世紀・人が輝く福祉のまちづくり』」の策定以降、この10年間の社協の主な変化とそこから引き出される成果と課題についてまとめます。

（1）事業に関する主な変化点

＜主な事項＞

社協事業に関するこの10年間の大きな変化として、以下のとおり要約することができます。

1. 社協事業の拡大（指定管理事業関係を除く）

- 生活福祉資金貸付事業が京都市から区社協へ事務移管されたこと、また社会情勢の変化を受け、離職者支援資金貸付など新たな制度が導入されたこと。
- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や地域包括支援センターなど福祉サービス利用支援部門が増大したこと。とりわけ平成19年度から全区社協を基幹的社協として職員を配置したこと。
- 従来社協が実施、提案してきた地域福祉活動（ふれあい事業など）が介護保険制度導入に伴って「健康すこやか学級」として制度化され、平成18年度からは介護予防事業推進の一つに位置づけられたこと。
- 市社協が京都市老人デイサービスセンター協議会及び京都市社会福祉施設連絡協議会の事務局を担うことになり、施設団体との連携関係構築の条件が整ったこと。

＜主な事業と開始年度など＞

- (1) 区社協ボランティアセンター事業（厚生省「市区町村ボランティアセンター活動事業」）の全区での開始＜区社協 平成7年度～9年度＞
- (2) 「京都市老人デイサービスセンター協議会」の事務局設置と運営＜市社協 平成9年度～＞
- (3) 「京都市社会福祉施設連絡協議会」事務局の運営移管＜市社協 平成10年度～＞
- (4) 「生活福祉資金貸付事業」の業務移管＜区社協 平成11年度～＞
- (5) 「地域福祉総合区社協」体制の推進＜区社協 平成11年度開始～平成17年度解消＞
- (6) 「地域福祉権利擁護事業」開始＜市社協 平成12年度～＞
基幹的社協の配置＜区社協 平成17年度～＞ 全区基幹化＜平成19年度～＞
- (7) 「健康すこやか学級事業（市委託事業）」開始＜市・区社協 平成12年度～＞
- (8) 「配食サービス事業（市助成事業）」開始＜市社協 平成12年度～＞
- (9) 「桂坂野鳥遊園」開設＜市社協 平成12年度～＞
- (10) 「離職者支援資金貸付事業」開始＜市社協 平成13年度～＞
- (11) 「ものづくり体験館」開設＜市社協 平成16年度＞
- (12) 「京都市地域包括支援センター」の運営＜平成18年度～＞ など

2. 市社協の運営施設・センター事業の増加（指定管理事業関係）

- 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、児童館の運営施設数が大幅に増加し、また、初めての24時間施設として、老人短期入所施設（京都市菊浜老人短期入所施設）を受託したこと。
- 市社協の本拠を京都社会福祉会館から「ひと・まち交流館 京都」に移転したこと、またこれを契機に福祉ボランティアセンター、長寿すこやかセンターなど地域福祉の推進に大きな影響力をもつセンター事業を運営するようになったこと。
- 従来委託事業として運営してきたこれらの施設・センター事業は、平成12年度の介護保険制度の導入、さらに、平成18年度から本格導入された指定管理者制度（5ヶ年指定）のもとで運営にあたることになったこと。

<主な事業と開始年度など>

(1) 京都市老人デイサービスセンター

平成4年＝1ヶ所 平成19年度＝17ヶ所

(2) 京都市老人福祉センター

平成元年10ヶ所（第2種）⇒平成19年度＝第1種10ヶ所、第2種6ヶ所増、合計16ヶ所

(3) 京都市児童館

平成元年17ヶ所⇒平成19年度＝合計31ヶ所

(4) 「京都市洛西ふれあいの里保養研修センター」設置<平成6年度～（継続）>

(5) 「ひと・まち交流館 京都」管理運営<平成15年度～>

(6) 「京都市福祉ボランティアセンター」運営<平成15年度～>

(7) 「京都市長寿すこやかセンター」運営<平成15年度～>

(8) 「京都市菊浜老人短期入所施設」経営<平成15年度～>

（2）事業や活動の現況と課題

1）住民主体の地域福祉活動の推進に関すること

①学区社協活動について

【現況】

- 学区社協の結成は平成19年度現在、市内220の元学区の内218に達しています。一部に未設置なところを残しつつ、ほぼ100%に近い組織率となりました。また、一つの元学区に複数設置されているところも生まれてきています。
- 学区社協支援は基本的に各区社協の主要機能として区の実情に応じて推進されるようになりました。市社協としては「健康すこやか学級事業」や「子育てサロン」事業など全市域展開を図るうえで先導的役割を担いました。その結果、現在これらは学区社協活動として広がり、定着をみせています。

- また、学区社協活動において、見守りや支え合いの活動が広がっており、平成17年度に実施した学区社協調査によれば、約6割の学区社協で見守り・支え合い活動が実施されるようになりました。
- この間の学区社協活動の進展は、区社協法人化の目的であった学区個別支援から組織的支援体制が一定整ったこととともに、学区社協自身の力量がアップしたことが大きく影響しているといえます。また、従来に比べ行政や多くの関係団体が自治連合会など地域住民団体と関わるようになったことも学区の地域福祉活動の進展の要因となっています。
- 政策的にも地域社会への期待が高まる中で、あらためて全国的にも小地域福祉活動の活性化の必要性が認識されているところです。

【課題】

- 一方、区社協における学区社協との関わりは法人化当初の時期と比べ全体的には少なくなっています。市社協においては、健康すこやか学級などの事業展開で役割を発揮したものの、地域福祉リーダー・活動者の人材育成や地域活動の成果・教訓の普及の働きを弱め、また活動マニュアルの作成など学区社協活動の整備と発展のための方針提示などは不十分なものとなっています。
- これらの要因の一つとして、地域福祉活動の推進を行う市社協の所管部署の体制を整えられなかったことがあります。また市社協の各種事業・機能を学区社協支援につなぐ統括機能が確立してこなかったことも要因となっています。区社協においても地域福祉権利擁護事業をはじめ関係団体との協働事業など大幅な事業拡大がすすみ、職員が学区社協に出向く機会が減っています。
- 地域福祉重視の行政施策がすすめられる中で、本来あるべき地域福祉活動、学区社協活動の発展方向を示し、支援していく社協の役割発揮が求められています。また学区社協活動の振興のため市・区社協がもつ多くの事業を活かしていく統括調整機能と所管部の体制整備が課題となっています。

②ボランティア・市民活動について

【現況】

- ボランティア・市民活動、NPO 法人、当事者活動などにみられる近年のめざましい活動の広がり、市民参加と住民主体による地域福祉活動の推進者・担い手として大きな力をもつようになってきました。これまで市社協は、「ボランティア情報センター」の設置運営をはじめ、「京都市福祉ボランティア振興計画」策定（平成9年）などボランティア活動の振興に積極的な役割を発揮してきました。
- 市社協は平成15年度に京都市福祉ボランティアセンターを受託し、地域を越えて活動するボランティア団体や当事者団体、NPO 法人などとの関わりを広げ、

主に福祉課題に関わるボランティア・市民活動の振興のための積極的な機能を発揮できるようになりました。

- また市・区域での災害対策活動の一環として、京都市災害ボランティアセンターの設置（平成18年度）や区災害ボランティアセンターの環境整備（『覚書』締結など）、地域の要配慮者支援活動の普及、また区域でのボランティアグループのネットワークづくりなど、市・区社協としてボランティア・市民活動の進展に貢献する役割を広げつつあります。

【課題】

- 今後、ボランティア・市民活動は、市民参加と地域福祉の進展にとって一層社会的な影響力をもつ活動として広がっていくことが明らかなです。学区社協活動の振興に果たしてきたように、ボランティア・市民活動団体にとって身近な存在としての社協の役割を高めていくことが重要になります。
- そのため、福祉ボランティアセンター機能の強化とともに、区社協さらには、市社協の全部署がその専門分野や特性を活かして、ボランティア・市民活動の振興と協働を進展させることが課題となります。とりわけ、貧困・格差、偏見、障害、社会的孤立、虐待など地域福祉の重要問題に取り組む活動団体との連携と支援を強化していくことが重要課題と言えます。

2) 福祉サービス事業部門に関すること

①施設・在宅福祉サービスについて

【現況】

- この間、児童館、老人福祉センター、介護保険施設など受託による運営施設が急速に増加しました。とりわけ介護保険制度に基づく収入を財源とする介護保険事業経営に着手したことは、社協にとって大きな変化となりました。
- 施設サービスの展開にあたっては、市・区社協間の連携のもとで運営体制の工夫をこらして地域福祉的展開を展望するなど、社協ならではの施設運営を模索してきましたが、平成18年度の指定管理者制度の導入により、体制上で社協の独自裁量を発揮することができなくなりました。
- 介護保険現場での介護サービスの提供とともに、「在宅介護支援センター」や「居宅介護支援事業所」の業務を経て、平成18年の介護保険制度の改定に伴って導入された「地域包括支援センター」の運営に着手し、福祉サービス提供に係るコーディネート、ケアマネジメントなどの専門機能をもつことになりました。

- その結果、介護職、看護職、ケアマネジャーなどの専門職が増えたことによって職員集団に厚みが増し、その質が変化したといえます。

【課題】

- 指定管理者制度への移行に伴って期間ごとの公募形式となりました。施設サービスのさらなる充実に努めることはもちろん、指定管理者に相応しい実施目標と評価基準を立て、これに基づく組織的なチェック体制を整えることが強く求められています。
- 老人福祉センターにおいては、指定管理者制度による収支安定を図りつつ、事業面においては高齢者の生きがい対策や健康の維持・向上にむけて、介護予防の取組みを一層充実していく必要があります。
- 児童館は、近年の子育て家庭の孤立化や児童の安全確保、虐待防止など重要課題に対応する児童施設として期待されており、また最も多くの児童館を運営する法人として社協ならではの新たな事業展開が求められます。
- 平成12年度の介護保険制度の導入やその後の制度・報酬改定に伴い、介護保険事業に関しては経営安定が重要な課題となっています。一方で、介護サービスの質の向上や介護保険事業のありかたについて方針化することが求められています。
- また、施設サービスの地域福祉的展開を実質化させるうえで、専門職の増加による職員集団の厚みを施設の機能提供と併せて地域福祉推進に活かすべく、区域における区社協と社協運営施設の連携はあらためて重要性を増しており、そのための対応が必要となっています。

②福祉サービス利用支援の事業について

【現況】

- 区社協においては、平成11年に生活福祉資金貸付業務の窓口が福祉事務所から移管されるとともに、区社協の福祉総合相談機能の強化をめざし、区社協基盤の強化を図っていきました。
- また、平成12年度から市社協が実施主体となって、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を開始し判断能力が不十分な人への福祉サービスのマネジメント業務を行うことになりました。
- 平成17年からは、区社協による事業展開を構想して2年間のモデル事業に取り組み、平成19年から全区で地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を展開していくことになりました。区社協の業務拡大などの問題を抱えつつも個々

人への生活支援にとって有用な機能の強化を図ることができました。

【課題】

- 生活福祉資金貸付業務や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実施にあたって行政の制度的・財源的裏づけはきわめて脆弱なものであり、市社協の財政逼迫の大きな要因となっているだけでなく、担当職員や生活支援員体制などの大きな改善課題を抱えています。
- また、これらの事業において本来行政が対応すべき生活問題への対応も行わざるをえない現状にあり、行政責任のもとでの連携関係の構築など、社協が行う福祉サービスの利用支援業務のありようについての検討と見極めが必要です。
- こうした状況のもとでも、基本的な人権が損なわれる恐れがある人々を前に手をこまねているわけにはいきません。そのような人々への対応は政策的にも求められており、国の動向を注視しながら京都市との間で連携を強化し、本市における対応策をすすめて人々の権利を擁護できる取組みを促進することが必要です。

③京都市域のセンター事業について

【現況】

- 「洛西ふれあいの里保養研修センター」の運営（平成6年度）に加え、平成15年度には、社協が長きにわたって要望してきた市民活動の拠点である「ひと・まち交流館 京都」の開設とともに、地域福祉の推進にあたって市域レベルの拠点機能をもつ「福祉ボランティアセンター」「長寿すこやかセンター」の運営を実現しました。
- 「洛西ふれあいの里保養研修センター」は、社会福祉施設等と連携し福祉・介護保険事業に関わる人材育成・研修の機能をもつセンターとして、また「福祉ボランティアセンター」は、ボランティア・市民活動による地域福祉活動の推進や人材育成機能をもつセンター、そして災害時のボランティアセンターとして、「長寿すこやかセンター」は高齢者介護を中心とした人材育成・研修機能と認知症に関わる専門センターとして現にその役割を發揮しています。
- また、市民活動の拠点としての「ひと・まち交流館 京都」はこれらのセンターの活動の充実とあいまって順調に利用率を伸ばしており、社協の機能拡充の一翼を担っています。

【課題】

- 地域福祉の進展を図るうえで、「京都市洛西ふれあいの里保養研修センター」「京都市福祉ボランティアセンター」「京都市長寿すこやかセンター」の三つのセンターが果たすべき役割は一層大きくなっています。福祉・介護サービスの向上につながる相談、情報提供、ネットワークづくりなど基本機能の強化にあたる

とともに、各センターの目的にそって「人材育成」「地域福祉活動の支援」機能をさらに高めことが求められます。

- 「人材育成・研修」に関して、三つのセンターは、市社協において福祉事業者や学区社協、ボランティア・市民活動団体など地域福祉に関わる人材育成・研修機能を担う主要部署であり、相互連携のもとに、人材育成・研修事業の充実を図ることが求められています。
- 学区社協やボランティアグループ等による「地域福祉活動の支援」に関しては、従来からの市域レベルでの事業展開に加え、近年、人材育成をはじめとして学区社協活動やボランティア・市民活動、当事者活動に対する支援事業を展開しています。今後この機能を一層高め区社協との連携・支援を通じて地域福祉活動への支援機能の強化を図ることが求められています。
- また、これらセンターのみならず、「ひと・まち交流館 京都」の中にある他法人のセンターとも連携・協働を強めることによって、「ひと・まち交流館 京都」が名実ともに、“ひと”が交流し“まち”が活性化していくための拠点としてより一層機能していくことが求められます。

3) 行政・関係団体との連携に関すること

①京都市行政との連携について

【現況】

- 学区社協活動やボランティア活動振興、在宅福祉サービスの新規開発など従来の実績に加え、この10年間のうちでは、特に区社協活動を通じ高齢者福祉・介護、精神保健、子育て支援などのネットワークづくりに関し行政との連携・パートナーシップ関係を発展させてきました。
- また近年では「第1期地域福祉活動計画」（市・区社協）や「京（みやこ）地域福祉推進プラン」（京都市）の策定とその遂行にあたって、市域・区域の両方で社協と行政の連携関係が進展しています。また、震災対策・災害ボランティアセンターの取組みに関する連携も成果をあげています。
- 一方で、国・自治体の財政問題の深刻化や福祉制度の改変などの影響を受け、社協と行政の連携を発展させるうえで難題も生まれています。また福祉事業の推進者の多様化、市場原理や指定管理者制度などが持ち込まれる中で、社協と行政の中にあつた従来型の関係は確実に変化する傾向にあります。

【課題】

- 社協は、地域福祉推進の中心的な担い手である組織として、引き続き行政や関係団体からのネットワークづくりや信頼性の高いサービス提供、地域福祉活動の支援、人材育成、先駆的事業開発などに関し、社協ならではの役割発揮を期待されています。
- 今後、京都市域における地域福祉を発展させるためには、行政で策定される計画と社協が策定する地域福祉活動計画が有機的に連携させる必要があります。そのための協働作業がこれからの社協には強く求められてきます。
- また、福祉サービス事業部門など、制度に則った事業運営の中でみられるさまざまな課題に対しても、行政とのパートナーシップのもとで、よりよい制度運用や制度そのものの改善に向けた取組みを図っていく必要があります。

②関係団体との連携について

【現況】

- 学区社協活動をはじめ地域福祉活動、諸事業の推進にあたり社協は常に関係団体との連携関係づくりを重視してきました。この10年間の中では、特に区域において高齢者・障害者・子育て支援など諸分野において区社協と関係団体との連携は大きく前進しています。
- 市社協においても、「京都市老人デイサービスセンター協議会」の事務局設置と運営（平成9年度）、「京都市社会福祉施設連絡協議会」事務局の運営移管（平成10年度）など社会福祉施設との連携関係強化のための条件整備が進展しています。また「障害者福祉委員会」（平成6年度設置）での議論を経て、新たに障害者分野での関係団体との連携も拡大しています。
- また、社会福祉施設・研究者（洛西ふれあいの里保養研修センター）、ボランティア・市民活動団体（福祉ボランティアセンター）、介護・高齢者福祉に関わる専門機関・専門家（長寿すこやかセンター）などの三つのセンターや地域包括支援センター運営で新たな連携関係を生み出しています。

【課題】

- しかし、これらの連携関係づくりは必ずしも社協組織として計画的にすすめてきたものでなく、例えば、社会福祉施設連絡協議会の事務局という重要な位置にありながら、その役割の重要性に比べ十分な成果をあげることができていません。
- 市・区・学区それぞれの領域や、社協の組織運営において関係団体との連携づくりを推進することは、地域福祉と社協の発展にとって不可欠になっています。

そして、今日的な生活課題の解決のためには、効果的かつ実質的な連携・協働関係の構築が必要です。

- また、さまざまなネットワークの状況を把握し、情報が共有されるための役割の強化が市社協には求められます。

4) 調査研究・先駆的取組みに関すること

【現況】

- 市社協として、区社協との連携のもと、子育て支援分野や健康すこやか学級などの学区社協活動の新たな展開において先導的な役割を果たすとともに、また調査研究作業を踏まえ各区地域福祉活動計画の策定につなぐなど一定の役割を発揮することができました。
- 市社協事業に関しては、指定管理事業の三つのセンター（洛西ふれあいの里保養研修センター、福祉ボランティアセンター、長寿すこやかセンター）も含めて市社協の各部署の独自の機能を活かして調査研究や提言などの事業展開を図ってきています。
- 先駆的な取組みとしては、立命館大学と学術協定を結び提携してボランティアコーディネーター養成プログラムを開講し、全国的にも注目されました。
- しかし全体としての計画性と社協全体の相互連携性や情報収集機能が不足し、結果として地域福祉活動の進展に活かすことや、行政への提言に関しても十分な実績を積み上げるには至っていない現状にあります。

【課題】

- かつて市社協は、社会福祉・地域福祉の諸制度が未整備であった時代においては、市・区社協ともに、学区社協活動や民間福祉サービス、行政サービスなどに関わって、いくつもの先駆的取組みを重視し、その開発と制度化につなぐ役割を果たしてきた実績があります。
- 近年、学区社協活動に関わる住民ニーズ調査や先駆的活動の把握と普及など、社協が得意としてきたこれらの取組みは停滞傾向にあります。また、多様で幅広い事業を展開し、かつ区社協活動を通して情報収集や市民ニーズをキャッチする機会を有するにも拘らず、その機会を活かしきれていない実態があります。
- 前章の情勢分析の中で取り上げている（地域社会や福祉現場の）実情把握に対し社協はもっとエネルギーを割くべき時期にあります。10年前に社協が掲げた京都市の社会福祉分野における“共同シンクタンク”としての社協の機能強化をなし得なかった原因を究明し、その反省を踏まえてこれからの社協としての努力目標を内外に明らかにすることが求められています。

- そのために成すべきことは、市社協の各部署、市・区社協間、区社協相互に綿密な情報交換と意思疎通の機会を作ることが必要です。また、民間の立場からさまざまな機関・団体の知恵と力を結集させて、政策提言能力を向上させるとともに、例えば企業や大学など福祉関係者にとどまらない、京都の強みを活かした新たな協働関係によるユニークな企画の開発力をも高めていく必要があります。

5) 社協の組織・財政に関すること

①役員活動、会員活動について

【現況】

- 社協は、「民間団体としての主体的な経営判断を行いかつ地域に開かれた組織体制を確立し、・・・地域住民から信頼される組織づくりをめざすこと」（全社協：「市区町村社協発展・強化計画」策定の手引き）が求められています。理事会を中心とする役員活動と会員団体との連携は、法人運営の柱になっています。
- この間の社協の事業・組織の拡大に伴い、地域福祉の推進に大きな影響力をもつ法人として発展し、その意思決定や事業執行にあたって、住民代表、関係団体、ボランティア団体・NPO 法人等の参画がすすんだことは、地域福祉の進展にとって重要な意味をもっているといえます。
- また福祉制度の改変に伴い、施設等の事業体や福祉関係団体の多様化と増加がすすむ中で、区社協・市社協それぞれにおいて会員団体は大幅に増加しました。市社協の会員団体数は平成9年度の 415 団体から平成18年度末現在では525 団体になりました。

【課題】

- 役員活動の強化に関しては、役員会議の内容の充実、部会・委員会等の整備、役員研修などの充実を図ることが重要課題となります。その中で、正副会長をはじめとする役員が適確な経営判断と意思決定を行えるよう、事業・組織・財政に関する情報提供が必要であり、そのため事務局は適切な運営に努めることが求められます。
- 地域福祉の担い手の多様化に対応し、「協議体」としての社協の会員制度のあり方を見直し、社会福祉施設や民生児童委員、障害者団体等との連携強化をはじめとして、より幅広い団体の加入と連携の促進を図っていくことが必要です。とりわけ、区社協との連携強化が必要になります。

②社協の財政構造の変化と対応について

【現況】

- 従来、福祉ニーズに対応する福祉事業の充実をめざし、予算対策活動を展開する中で市委託金と補助金を安定して確保してきました。しかし介護保険制度の導入など諸制度の変更や、国・京都市の財政事情悪化のもとで公費削減や伸び率抑制がすすめられ、社協も大きくその影響を受けることになりました。とりわけ総支出の6割を占める人件費への影響は大きく、その中で事務局の人件費は平成17年度から単年度収支で赤字状況になっています。
- また、制度変更のもとで社協の財政構造も変化しています。平成18年度決算で見ると、市委託金・補助金（47%）、介護保険収入（35%）が法人収入の中心になっています。公費財源の確保が厳しい状況にある中で、介護保険事業の経営安定化を図るとともに、今後、独自努力による自主財源の増強が重要な意味をもつようになっていきます。

【課題】

- 財源の半分を占める市補助金・指定管理費の効率的運用に徹し、経営効果と事業実績をあげるよう一層努力することが必要になります。社協として、また公的施設の指定管理者として、市民の信頼と京都市からの適正な評価を得て公費財源を安定的に確保できるよう取組みの強化が求められます。
- また公費のみに頼らず、社協の自主性・主体性を発揮した事業開発や人員配置が可能となる独自財源確保策を講じることが必要です。このため介護保険事業経営の安定化に一層努めるとともに、法人をあげて資産の運用益の確保のほか、自主財源の増強に取り組むことが求められます。
- 当面する人件費問題への対応策として、公費の積算を踏まえた職員定数管理とともに、自主財源と投資的経費の確保に積極的に取り組むことが必要になります。また、区社協や第一種老人福祉センター人件費の構造的な問題（単価差等）があり、抜本的な解決策を確立していくことが必要になります。
- 共同募金の「ファンド化」策が提案されるなど制度改革がすすめられつつあります。また区社協の自主財源である賛助会員制度も、募集形態や個人情報保護など慎重な運用が求められています。このため、これら財源の効率的運用や情報公開、関係団体との連携強化など法人の力を集中した対策をとることが求められています。

③職員体制、執行機能について

【現況】

- 市・区社協の職員数は大幅に増員しました。特に「ひと・まち交流館 京都」への移転、施設等の受託事業の拡大、地域福祉権利擁護事業に係る全区社協への職員配置などにより、平成14年度末の559名から平成19年度には845名と大幅に増え、また事業拡大に伴い、介護職員や看護職員、保健師、ケアマネジャーなど多様な専門職員が増加しています。
- 組織が拡大する一方、全職員にわたり“社協職員”としての一体性を形成することや、研修制度の確立など人材育成面での立ち遅れが生じています。また、事務局にあっては、職員構成の不均衡（採用年次による経験年数の違いなど）が生じている問題、さらに市社協の室・センターの職制の兼職配置や市社協の統括調整機能の不十分さなど、執行体制上の課題もあります。

【課題】

- 社協活動の実態を熟知し、地域福祉実践の豊富な経験を有するプロパー職員がその能力を発揮できる体制をつくることが重要です。そのため、適正な評価基準を設け、計画的登用を促進することが必要になっています。特に、中堅・若手職員の登用を重視するとともに、今後定年（60歳）を迎えるプロパー職員の活用（再雇用）など人事政策の確立が求められています。
- 今後の社協を担う職員体制を確保するため、意欲ある人材の採用をはじめ急務となっている人材育成に本格的に取り組むことが必要です。このため社協職員に必要な専門性・能力に関する基準を定めるとともに、基本的知識・資質、経験年数、職務等に応じ体系的な職員研修・人材育成制度の充実を図ることが求められます。
- 社協全体の執行体制強化のため、市社協事務局の体制整備とトップマネジメント機能の強化が重要となっています。そのため、幹部職員を中心とする統括調整機能の強化が求められます。また、市社協プロパー事務局長の配置をめざし、その条件整備をすすめることが必要です。

＜特別寄稿＞

「地域の福祉力」の基本的な考え方と、今日的な論点について

佛教大学社会福祉学部 教授 岡崎 祐司

1. 「地域の福祉力」とはなにか

(1) 注目された新聞の連載

いま「地域の福祉力」そのものは、地域福祉の重要な方向性を示すものとして多くの人々に認識されている。わたしが、このことばにふれたのは1985年ごろだったように思う。当時、京都新聞で小倉襄二氏や真田是氏ら京都の社会福祉研究者がこれからの高齢化社会の課題を論じる連載があり読者の注目が集まっていた。そのなかで真田氏が「高齢化社会と地域福祉」という論説を数回にわたって連載され、「地域の福祉力」を説明されていた（後にこの連載は、小倉襄二編『老後保障システム論（世界思想社）』として1986年にまとめられ出版された。また、真田是『地域福祉の原動力（かもがわ出版）』、1992年にも収められている）。

真田氏は社協関係者の研修や研究集会などですでに「地域の福祉力」の概念を説かれており、このときがその説明の最初ではないようだが、マスコミを通じてひろく市民に「地域の福祉力」が示されたという点では重要な論説であった。

まだ学生であったわたしも、それまで曖昧にしかとらえることができなかった地域福祉の内容が、「地域の福祉力」概念によって明確に理解できたことを鮮明に記憶している。高齢化社会や地域福祉への関心が市民の間でもようやく高まりかけていたが、この論説でわたしと同様に、地域福祉の意義や方向性がよくわかったという市民は多かったのではないかと思う。「地域の福祉力」論の原点として、この論説はいまでも重要な位置を占めている。

(2) 「地域の福祉力」とは

では、「地域の福祉力」とはなにか。「高齢化社会と地域福祉」で真田氏はどのように説明しているか、紹介しておく。

①問題意識—地域づくりと地域福祉の共鳴

「高齢化社会と地域福祉」の中では、戦後日本の変動のなかで地域社会としてのまとまりを欠き、動揺し不安定な、最低限の社会力をみだせない地域社会が多くなっているが、この現実はどう対峙し課題解決をはかるかが重要だという問題意識のうえで、地域

福祉を追求していく中で同時に地域づくりもすすめることを方針にすべきだとされている。すなわち、「地域福祉を追求しながら同時に地域づくりも意識して追求し、地域づくりの進行を逆に支えにしてさらに地域福祉の発展と安定をはかる、いわば複眼の、また共鳴効果を求める方針」を基本にすべきだということである。

また地域づくりでは旧い共同体のまとまりの復原ではなく、新しい経済的・社会的要因のうえに「新しいまとまりであり新しい力」のある地域社会をつくることを目標にすべきだとされている。こうした地域づくりを基盤にした地域福祉の推進を、真田氏は「地域の福祉力」としたのである。

②「地域の福祉力」の二つの柱

「地域の福祉力」とは、第一に国や自治体がつくってきた社会福祉制度・施策を、みずからの地域の実情に合わせて運用し生かしきり最大の効果を発揮させうる力である。そのためには、地域に社会福祉制度・施策を受けることへの偏見や特別視がないこと、実際に利用しやすい具体的措置がとられ用意されていること、社会福祉・医療・保健の専門家による地域活動という地域ケア・システムの動脈と、見守り・訪問・緊急対応など住民の地域ケア・システムの補助的・援護的活動をあわせて地域ケア・システムの整備が求められる。

第二に、社会福祉制度・施策の改善すべき点や関連した新しい制度・施策の必要性といった検証と要望を国や自治体に反映させる力であり、国や自治体の福祉水準を高める力である。そのためには、専門家や民生委員・老人福祉員などリソースパーソンが福祉需要に開放的・受容的でフィードバック機能を活性化させる必要があり、制度・施策の利用状況を突き合わせ整備・総合する知識の蓄積・体制としての社会福祉協議会や自治会が機能する必要がある。また道理にかなった節度と良識あるソーシャル・アクションも必要である。

③高次の段階の「地域の福祉力」

さらに「高次の段階」の「地域の福祉力」が提起されている。それは、第一に地域に福祉優先の実があがっていることであり、人間尊重・健康と人権の保障など福祉優先の考え方が地域に定着していること、実際面でも地域産業や教育、文化、交通、公共施設などほかの課題でも福祉優先の真摯な追求が行われていることを内容とする。さらに、「より高次の段階」として地域における社会問題、反福祉的状况を取り除ける力を地域が備えることがある。住民生活の根幹に関わる問題を、道理ある方法を見出し取り除く力をつけることが必要である。

④住民組織と「地域の福祉力」

こうした「地域の福祉力」は個人の力ではなく、組織された住民の力である。では、「地域の福祉力」を担い高める住民組織はどうあるべきか。真田氏は、とくに京都の場合、生活に密着した共同業務を処理する機能をもつ自治会に地域福祉の要の役割を期待することになっている。しかし、自治会が戦時下の権力の下請け組織の面を残している場合には地域福祉の要にすることはできないので、それを取り除くか別の組織をつくるべきだとする。また、そうした遅れた面がなく住民生活の要の組織となっている場合でも、自治会は地域福祉の専用組織ではなく、自生的に地域福祉組織として成長していくものではないので、地域福祉組織としても成長していけるように意識的に働きかけることが重要であり、社会福祉・地域福祉の最新の水準を自治会に持ち込み反映させる努力が必要だとされている。

この後も真田氏は「地域の福祉力」について論及されその内容を発展させておられるが、基本的な方向と論理はこの論説で示されていると思われる。

⑤補足

なお、①と④の意味に関して補足しておく。客観的には旧いタイプの住民共同は、それが存立するための物質的基盤が社会変動にともなって崩れているので維持することができなくなっており、主観的にそれを維持しようとしても続くものではない。ただし、旧い体質や慣習は残滓^{ざんし}として残ることがあり、それが地域づくりや地域福祉推進を阻害するような場合は、克服しなければならない。ただし、その過程は外から持ち込んだ方法に住民を従わせるようなやり方ですすめることはできず、住民が主体的に新しい共同をめざして歩まなければならない。また旧いスタイルを克服した住民組織になっていれば、それだけで自治会がすぐに地域福祉を担うことができるわけではなく、住民間の自然成長的な意識に任せてしまっただけでは推進できるわけではない。素朴な住民の共同や意識に依拠しながらも、それを組織的意図的なものに発展させ、ひとつのシステムにつくりあげていかなければならない。地域福祉を散発的、単発的なものにしないために、必要なことである。

地域福祉の原則は住民主体であるが、それはなにもかも住民任せという意味ではない。地域福祉の推進を阻害する要因を克服する過程、福祉タイプの地域共同をつくっていく過程、住民組織が地域福祉の組織として成長する過程などには、住民の実践を支援する外からの働きかけ、つまりコミュニティ・ワーカーとしての社協職員の役割がでてくることになる。今日的な社会福祉・地域福祉の水準を地域に持ち込むということになれば、なおさら社協職員の役割が重要である。社協職員論として地域に入ることの重要性が強調されるが、「地域の福祉力」の論理からいって、社協職員が積極的に地域に入り目的意識的に働きか

けることが基本になることはわかる。「地域の福祉力」は住民の自然成長的な発展にまかされるのではなく、社協職員の働きかけ・援助があって形成されるものである。しかも住民主体の形成は、民主主義や人権思想にのっとった方針のもとすすめられなければならないのである。

京都市における社会福祉協議会の歩みも、「地域の福祉力」の高まりをめざす歴史であったと思う。

2. 今日の課題、論点

以上の説明でわかるように「地域の福祉力」は、地域福祉の方向や推進方策を示すことにとどまらない中身をもっている。住民が主体となって地域に福祉推進の組織をつくり、福祉に関する地域共同を高め、組織された住民の力を社会福祉の政策主体に反映させ、社会福祉を市民本位に変えることをめざす方針で、地域から社会福祉発展のダイナミズムをつくりだそうとする考え方である。また地域福祉だけではなく、地域づくりと連動してそれをとらえ、地域づくり全体に福祉優先の実をみのらせる力を住民主体で形成しようとするものである。住民自治の充実を土台にした地域福祉の志向である。

「地域の福祉力」というと、それを社会福祉政策や制度、行政の役割や責任と切り離しておいて、住民だけの福祉推進力となりがちだが、本来の意味はそうしたものではない。また、社会福祉政策や制度、行政のありかたを所与のものとして、ただその枠の中であるいはそれらが変わらないものと前提して地域福祉の推進をめざすものではない。社会福祉政策・制度、行政と地域福祉の関連を重視したものである。

しかし、1980年代半ばと今日では、社会福祉をめぐる状況も地域をめぐる状況も変化している。また、地域福祉の活動や組織も発展してきている。「地域の福祉力」の今日の論点や課題はどこにあるのだろうか、次にそれを提案しておきたい。

(1) 地域づくりと新しい共同

「①地域づくりと地域福祉の共鳴（78ページ）」では、地域社会の不安定化を背景に地域づくりの重要性が強調されているが、この状況は今日いっそうすすんでいるといえるだろう。高齢化への対応を含めて福祉課題が地域づくりの中心として、住民に強く意識されるようになってきている。「地域福祉を追求しながら地域づくりも追及し、地域づくりを支えに地域福祉の発展をはかる」という方針を、さまざまなテーマで具体化することが求められる。

例えば、「防災と地域福祉」、「交通のユニバーサルデザインやバリアフリーと地域福祉」、「子育て支援と地域福祉」などである。たとえば、大きな地震の際の減災、避難と避難所

生活は日常の地域のつながりがなければ考えることはできないし、障害者、高齢者など要配慮者への対応は地域福祉の積み上げが地域でなければつくことはできない。防災の視点から地域福祉の重要性をうかびあがらせることも、地域福祉の視点から防災対応への提言をしていくこともできる。「地域づくりと地域福祉の共鳴」の方針を積極的に活かすことが今後の社協には求められる。これは、高次の段階の「地域の福祉力」をつくることでもある。

もうひとつは、新しい経済的・社会的基盤のうえにつくる「新しいまとまり、新しい力」に関して、である。この“新しい”は、新しければ新しいほど良いという意味ではなく、民主主義や人間尊重の観点にたったもので、今日の市民社会の動きにあったものという意味である。すぐに旧くなって使えなくなるという新しさではなく、今後の社会の発展に対応できる内容をもったものという意味である。その意味を、今日的に明らかにしていくべきであろう。

地域に必要な「新しいまとまり、新しい力」の意味はなにかを、実態をよく観察しながら考察していかなければならない。個人の尊重、住民自治の充実を基本にした自立した市民の民主主義的な組織や連携としてのまとまりであり、課題を共有し住みやすい地域をつくるための自発的な共同の力であろう。地域がかかえる問題を曖昧にしたり、政策的・制度的問題を糊塗したり、行政を補完し不満の声をふさぐためのものではない。一人ひとりが違うことを前提にしたものであり、多様な人々を包摂するまとまりと力である。過度の同調や同質化を強いる地域の関係やつながりではなく、風通しのよい主体的な参加によるものでなければならない。

もうひとつは、今の市民社会の生活様式に応じた「新しいまとまり、新しい力」の模索である。いま市内ではマンションが増え、それまでの自治会や住民組織と必ずしも十分なつながりがもてていない例がでている。しかし、子育て支援や高齢者の見守り、災害時の対応など個人中心の消費生活様式だけでは対応できない課題をマンション住民もかかえている。共同的な生活様式を集合的な居住形態でどう形成するか、また周辺の住民とどう共同するかは今後の大きな課題である。現に、中心部の行政区ではマンションと周辺住民の共同のための調査やシンポジウムが開催され、模索が始まっている。社協としても福祉課題に焦点をあてて、住民の「新しいまとまり、新しい力」の模索に積極的に取り組むべきであろう。

京都市内の地域福祉活動のほとんどは、経済的・社会的基盤の変化の影響を受け、また地域の新たな福祉課題をつかんで今日的な「新しいまとまり、新しい力」が生み出されている。それらを事例として取りまとめながら、今後の地域の変化に対応する組織や活動のあり方、その原則や方針、条件、活動を継続し参加者や担い手の拡大の課題はどこにある

のかを明らかにしていく研究的な機能を市社協が果たしていくことが求められると思う。

またNPOやボランティア組織、当事者組織など新たな地域福祉の担い手が育ってきており、またアートや環境問題、ものづくりなどで地域づくりの担い手も育ってきている。こうした新しい担い手と住民組織とが出会い、協働していく場をつくることも地域福祉の担い手を広げる方策である。「地域づくりと地域福祉の共鳴」は、こうした担い手に関してもすすめていくべきであろう。

（２）社会福祉政策・制度と「地域の福祉力」

真田氏が提起した、「②「地域の福祉力」の二つの柱（７９ページ）」は今日でも重要であり充実させるべきである。

しかし、社会福祉制度改革によって制度自体は大きく転換している。介護保険、障害者自立支援制度など社会福祉制度改革によって社会福祉の「準市場化」がすすんでいる。社会福祉の準市場化とは、利用者個人と事業者の契約を基本に利用者に給付する（代理受領として報酬を事業者が受け取る）仕組みをもとに社会福祉サービスを利用するシステムである。市場における消費者としての選択を基本にすれば、事業者間の競争もおき、事業者も利用者（顧客）志向に向かい、サービスの質がよくなるという考え方で組み立てられている。ただし、事業者は指定基準を満たすものに限られ、サービス価格（報酬）と利用者負担が統制されているので、自由市場ではないので準市場とされている。

しかし、この契約と選択の利用方式が、報酬の限定に伴う事業者へのコストダウン強制となり、結果、従事者の労働条件を悪化させていること、要介護認定にもとづく給付額・サービス内容の枠組みが設定され、サービス利用者サイドにも制限が加えられ実質的にサービス選択ができないこと、そして利用者負担がかかるため福祉的なニーズがあっても経済的負担能力から折り合いをつけて利用を制限せざるをえないことなどの問題がでている。また、介護報酬、要介護認定基準、サービス標準などは自治体の決定事項ではなく厚生労働省がコントロールできるもので、統制的な福祉行政は継続している。もっとも大きな問題は、社会福祉サービスの利用者になる経済的能力、情報処理能力がなければ制度から排除される恐れさえあるということである。

社会福祉基礎構造改革においては、措置制度は行政統制的であるととらえ、措置から契約に切り替えることで利用者本位の社会福祉サービスが期待されたのであるが、それは消費者として利用者を位置づける「市場型の利用者本位」であり、集権的福祉行政は措置から介護保険制度という形に変えて再編されたにすぎない。

社会福祉サービスの利用者を権利主体として位置づける「公共型の利用者本位」の利用システムに切り替え、住民の声がとどく「分権的な自治型福祉行政」に変えてくことを展

望するべきだろう。

こうした制度改革のもとで「地域の福祉力」の制度・施策を生かしきる力では、ニーズを抱えた住民を確実に専門機関や専門家とつなげていく力が重要になる。また、制度・施策の活用を検証結果を行政にとどけていく提言能力の発達が重要になる。地域福祉はいまの社会福祉サービス利用者の声や困りごとを積極的に取り上げ、ほんとうに利用者本位のシステムはなにかを追求する社会的動きに貢献する役割をもっている。これはやや長期的な視点でみた、ソーシャル・アクションの役割である。

もうひとつ具体的な課題を補足しておく。地域における孤独、孤立への対応の強化、社会的排除の克服の強化である。先にのべたように、地域の関係やつながりが薄らいでいるということは、孤独、孤立している住民も増えてくることが予測される。青年層や現役労働者層でいえば、競争主義的な傾向が市民生活の中でも強まり、変化への対応や適応を個人の能力として強く求められるようになると、排除された感を強め自信を喪失し引きこもる人や人間関係を喪失する人が増えてくる。多様な能力観や多様な人間観にもとづく社会関係ではなく、競争に勝ち残る一元的能力をもっているかいないかで、自らの価値を評価されているように感じるからである。

また、高齢期や障害をもつ人のいる世帯は、意図的意識的な関係づくりを地域でつくられなければ孤独、孤立になりやすい。その場合、ボランティアとしての活動と、例えば認知症サポーターのような一定の知識や認識、情報をもった住民が地域にいることも有効である。孤独、孤立に陥る人を専門家や制度・施策に結びつけること、つまり地域での人間関係的な対応と専門的な援助の双方を地域で組み立てられるような活動をつくっていくことが課題になる。

(3) 地域の安心・安全について

連日、凶悪な犯罪や放火、災害などが報道されることもあって、いま、地域の安心・安全への関心が高まっている。これに加えて、暴力・虐待・いじめなど社会病理的な現象や腐敗・退廃といわざるをえないような事件があとを絶たない。そこで、見守りや防犯活動だけではなく、メールによる不審者情報の提供や公道への監視カメラの設置なども行われている。後者の取組みについては、当然の防衛だという声もあるが、一方、過剰反応だという声もある。いま高まっている安心・安全をどうとらえればよいのだろうか。

犯罪や暴力などの社会病理現象、腐敗・退廃といった問題状況は、地域の取組みだけで無くすことはできない。なぜなら、これらは社会構造的な背景があって引き起こされているものだからである。だからといって、地域での取組みはすべて無力なのかということそうではない。地域で安心・安全への関心が高まり活動がなされるのは、地域のつながりや活

動によって問題状況から住民を守る防波堤を築きたい、抵抗できる力をつけたいという要求があるからであり、問題状況を地域から排除し人間的に健全な環境で生活したいという要求からである。もし、小地域というエリアで犯罪や社会病理現象、腐敗・退廃が拡大していくと、生活だけではなく人間性を破壊することに直結しやすいという危機感があるからである。

しかし、この場合、ただ問題状況を地域から排除しさえすればよいという観点ではなく、民主主義的な精神にもとづく連帯・共同を地域内で高めていくことと、それを社会とどう連動させるかという視点が重要であろう。社会全体が腐敗・退廃していて、ある地域だけが健全であるはずはない。問題の現れの背景にある、社会的要因や誤った潮流もとらえながら、どうすればよいのかを考えるべきであろう。あるいは、政治、行政、企業活動、社会運動、個人活動などさまざまな主体の犯罪、腐敗・退廃を許さないという健全な精神を高めていくことも重要であろう。問題状況を等閑視しては、安心・安全をみずからつくる力は生まれない。

ほんとうに豊かで人間らしい生活と能力とはなにか、それはどういう社会的条件や主体的活動の中で生み出すことができるのか、真摯に追求する場が作られる必要があろう。もちろん、地域ではこうした抽象論では通らない。子育て支援、障害をもつ人との共生、高齢者支援、住民交流の活発化、点字ブロックの上に駐車された自転車、障害をもつ人や高齢者の移動を妨げる自動車の駐車の解決など、具体的な活動や課題を通してほんとうに安全な社会と地域のありかたを結びつけて探求することになるだろう。犯罪や暴力に関しては、行政と連携していくことが要になる。

真田氏は、「より高次の段階」として地域における社会問題、反福祉的状况を取り除ける力を地域が備えることをあげているが、そこで想定されていた社会問題とはちがった社会問題にわれわれは直面している。「地域の福祉力」の発展が安心・安全な社会とどう結び付きあうのかは、これからの重要な課題である。人権尊重、個人の尊厳を守ることを具体的に追求し実現していく地域福祉の取り組みがますます求められるということである。

＜策定の経過＞

「基本指針策定特別委員会」

運営細則

1 趣 旨

京都市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の「部会・委員会規程」に基づき、本細則において「基本指針策定特別委員会」（以下「本委員会」という。）の運営に関する詳細を定める。

2 設置期間

本委員会の設置期間は、平成 18 年 9 月 11 日（委員委嘱日）から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

3 目 的

本委員会は、新たな社会情勢に対応する本会と各区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が共有すべき基本理念、及び機能と事業を中心とする中期・長期の発展強化に係る重点課題を提起すると共に、これに基づく推進方策を立てることを目的とする。

4 運 営

- (1) 平成 19 年 4 月から実施する当面の方策についての検討課題を整理し、平成 19 年 3 月をめぐりに会長に提出する。
- (2) 平成 20 年 1 月をめぐりに最終報告書を作成し、会長に提出する。

5 協議内容

基本指針について次の事項に関する方策をまとめる。

- (1) 地域福祉の動向と今後の課題に関すること
- (2) 社協として重視すべき役割と課題に関すること
- (3) 市・区社協及び学区社協の機能と事業強化、財源確保、運営体制などの重点課題に関すること
- (4) 経営改善特別委員会等の関係する部会及び委員会との調整に関すること

6 委 員

本委員会の委員長、副委員長及び委員は別紙のとおりとする。

7 事 務 局

- (1) 本委員会の事務局として、本会会長の承認を得て、職員で構成する「市社協事務局プロジェクト」を設置する。また、会長の指名によりこのプロジェクトを統括する責任者を配置する。
- (2) 本プロジェクトのもとに「区社協プロジェクト」及び「作業チーム」を編成する。
- (3) 本プロジェクトは経営改善特別委員会に係る事務局プロジェクトを兼ねる。

「基本指針策定特別委員会」委員名簿

(敬称略)

委 員 長	村 井 信 夫	副 会 長
副 委 員 長	森 昇	副 会 長
委 員	川 口 東 嶺	副 会 長
	菊 池 潤 治	副 会 長
	渡 辺 洞 暁	顧 問
	森 貞 子	理 事
	高 瀬 博 章	理 事
	上 野 み 代 子	理 事
	木 村 信 夫	理 事
	松 本 淳	理 事
	〈前任〉梶 村 泰 雄	理 事
	木 浦 正 雄	理 事
	竹 下 義 樹	理 事
	山 本 幸 彦	理 事
	〈前任〉玄 武 淑 子	理 事
	西 脇 悦 子	理 事
	柴 田 昌 夫	評 議 員
	山 岸 孝 啓	評 議 員
	津 止 正 敏	立 命 館 大 学
	岡 崎 祐 司	佛 教 大 学
	中 田 泰 司	京 都 市 地域福祉課長
	〈前任〉橋 本 健 治	京 都 市 地域福祉課長
	壁 純 一 郎	京 都 市 下京区副区長
	〈前任〉和 田 隆 夫	京 都 市 山科区副区長
	〈前任〉北 村 至都子	京 都 市 東山区副区長
	崎 山 康 治	常 務 理 事
	岡 本 重 雄	参 与
	(特 別 委 員)	
	原 健	会 長
	北 川 龍 彦	副 会 長

「基本指針策定特別委員会」開催経過

第1回

＊日時：平成18年11月22日（水） 午後14時30分～16時00分

＊場所：「ひと まち交流館 京都」景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆議題

1. 委員紹介
2. 説明（1）委員会の設置趣旨並びに運営について
（2）本会基本指針策定の系譜
（3）「経営安定化計画」報告書について
3. 協議（1）社会福祉協議会の現状と今後の課題について
（2）委員会で検討する課題について
（3）今後の委員会等協議の進行方法と日程について

第2回

＊日時：平成19年 2月19日（月） 午後2時～4時

＊場所：「ひと まち交流館 京都」景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆議題

1. 協議・意見交換
（1）「中間報告（検討課題の整理）」（案）について
（2）社会福祉や自治体をめぐる改革の動向と社会福祉協議会事業への影響
（3）市社協の組織・業務体系図、並びに事業概要について
（4）今後の委員会協議のすすめ方について
2. 報告 経営改善特別委員会「中間報告」について

第3回 委員による分散会

＊日時：平成19年 6月11日（月）・15日（金） 計3回

＊場所：「ひと まち交流館 京都」景観・まちづくりセンターワークショップルーム

第4回

＊日時：平成19年 7月30日（月） 午前10時～正午

＊場所：「ひと まち交流館 京都」景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆議題

1. 協議・意見交換

- （1）京都市社会福祉協議会基本理念と基本指針の位置づけ（案）について
- （2）基本理念（案）について
- （3）基本指針（案）について
- （4）全体の構成について
- （5）現在の作業状況と今後の作業について

第5回

＊日時：平成19年 9月27日（木） 午前10時～正午

＊場所：「ひと まち交流館 京都」景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆議題

1. 報告事項

- （1）京都市社会福祉協議会基本理念と基本指針の位置づけ（案）について
- （2）基本理念（案）と基本指針（案）について

2. 協議事項

- （1）全体像について
- （2）基本指針間の関係と推進課題（案）について

第6回

＊日時：平成19年 11月21日（水） 午前10時～正午

＊場所：「ひと まち交流館 京都」景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆議題

1. 協議事項

- （1）基本計画の全体像について
- （2）全体構成と今後の作業について

第 7 回

＊日時：平成 20 年 1 月 29 日（水） 午後 2 時～3 時半

＊場所：「ひと まち交流館 京都」景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆議題

1. 協議事項

（1）基本指針策定特別委員会報告書（案）について

第 8 回

＊日時：平成 20 年 3 月 6 日（木） 午後 2 時～3 時半

＊場所：「ひと まち交流館 京都」景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆議題

1. 協議事項

（1）市社協基本計画・地域福祉推進計画（案）について

「経営改善特別委員会」

運営細則

1 趣 旨

京都市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の「部会・委員会規程」に基づき、本細則において「経営改善特別委員会」（以下「本委員会」という。）の運営に関する詳細を定める。

2 設置期間

本委員会の設置期間は、平成 18 年 9 月 11 日（委員委嘱日）から平成 20 年 1 月 25 日までとする。

3 目 的

本委員会は、財政問題（人件費等）をはじめとした本会及び区社会福祉協議会に関わる経営改善方策をまとめることを目的とする。

4 運 営

- （1）平成 19 年 4 月から実施する短期方策について、平成 18 年 12 月をめぐりに第 1 次報告書（中間報告）をまとめ、会長に提出する。
- （2）第 1 次報告書に基づく執行管理にあたりとともに、中期策・長期策を加えた改善方策について平成 20 年 1 月をめぐりに最終報告書を作成し、会長に提出する。

5 協議内容

改善方策について次の事項について協議し具体方策をまとめる。

- （1）人件費問題等の財政改善策に関する事
- （2）職員集団に係る組織体制及び組織運営の改善策に関する事
- （3）基本指針策定特別委員会等の関係する部会及び委員会との調整に関する事
- （4）その他、本委員会の目的に係る重要課題（事業等）に関する事

6 委 員

本委員会の委員長、副委員長及び委員は別紙のとおりとする。

7 事 務 局

- （1）本委員会の事務局として、本会会長の承認を得て、職員で構成する「市社協事務局プロジェクト」を設置する。また、会長の指名によりこのプロジェクトを統括する責任者を配置する。
- （2）本プロジェクトは基本指針策定特別委員会に係る事務局プロジェクトを兼ねる。

「経営改善特別委員会」委員名簿

(敬称略)

委 員 長	北 川 龍 彦	副 会 長
副 委 員 長	菊 池 潤 治	副 会 長
委 員	高 瀬 博 章	理 事
	上 野 み 代 子	理 事
	木 浦 正 雄	理 事
	竹 下 義 樹	理 事
	源 野 勝 敏	評 議 員
	崎 山 康 治	常 務 理 事
	岡 本 重 雄	参 与
	(特 別 委 員)	
	原 健	会 長
	村 井 信 夫	副 会 長

「経営改善特別委員会」 開催経過

第1回

＊日時:平成18年11月2日(木) 14:00～15:30

＊会場:ひと・まち交流館 京都 景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆説明

1. 本委員会の設置趣旨・運営について
2. 「経営安定化計画」(平成17年度職員プロジェクトのまとめ)について

◆議題(主なもの)

1. 本委員会の検討課題について
 - (1) 委員会で検討する課題(全般)に関すること
 - (2) 人件費問題の現状と今後の課題に関すること
2. 当面の委員会での協議内容とテンポについて

第2回

＊日時:平成18年11月30日(木) 14:00～15:30

＊会場:ひと・まち交流館 京都 景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆議題～「中間報告」について

1. 経営改革方策の検討にあたって(基本的考え方)
2. 経営改善の課題と短期方策について
 - (1) 委員会で検討する重点課題
 - (2) 市・区社協の事務局の推進体制
 - (3) 人件費財源の安定的確保
 - (4) 京都市との協議について

第3回

＊日時:平成18年12月18日(月) 14:00～15:30

＊会場:ひと・まち交流館 第5会議室

◆議題～「中間報告」(案)について

1. 経営改革方策の検討にあたって(基本的考え方)について
2. 平成19年度にすすめる『当面策』に関する考え方について
3. 経営改革に関する今後の検討課題の考え方について

「中間報告」の会長具申

＊日時:平成19年1月16日(水) 14:00～

＊会場:市社協役員会議室

第4回

＊日時:平成19年2月21日(水) 13:30～15:00

＊会場:ひと・まち交流館 市民活動総合センター・ミーティング室

◆議題(主なもの)

1. 報告・協議事項

- (1) 『中間報告』の取りまとめ結果について
- (2) 『中間報告』に基づく当面方策の具体化に向けて
- (3) 今後の検討課題に関する基礎的資料について(資料説明)
- (4) (参考)「基本指針策定特別委員会」について(資料説明)
- (5) (参考) ふれあい会館・経営計画について(資料説明)

第5回

＊日時:平成19年4月19日(木) 13:30～15:00

＊会場:ひと・まち交流館 景観・まちづくりセンターワークショップルーム

◆議題(主なもの)

1. 報告事項

- (1) 『中間報告』の具体化状況について
 - 1) 「中間報告」に基づく当面方策の具体化状況
 - 2) 「事務局プロジェクトの再編について」
 - 3) 「高年齢者の再雇用について(職員就業規則)」
 - 4) 本委員会の検討課題に関係する政策等の動向について

2. 協議事項

- (1) 法人運営に係る役員活動(経営責任)について
- (2) ヒアリングの実施について
- (3) 今後の作業スケジュールの見直しについて

第6回

＊日時:平成19年6月19日(木) 13:30～15:00

＊会場:ひと・まち交流館 福祉ボランティアセンター・ミーティング室

◆議題(主なもの)

1. 人件費問題の改善に関すること

- (1) 本会給与改定について
- (2) 人件費問題の対応策の検討にあたって

2. 区社協事務局ヒアリングについて

- (1) 基本指針策定特別委員会・委員ヒアリング結果について
- (2) 区社協事務局ヒアリングの実施について

第7回

＊日時:平成 19 年 8 月 27 日(月) 13:30～15:00

＊会場:ひと・まち交流館 景観・まちづくりセンター・ワークショップルーム

◆議題(主なもの)

1. 京都市社会福祉協議会の基本理念と基本指針について
2. 人件費の安定的確保と経営改革のための方策について
 - (1)人件費の安定的確保のための当面策(案)
 - (2)今後の人件費収支の推移予測について
 - (3)市・区社協の事業と運営の再構築のための点検について
 - (4)現在、市・区社協事務局プロジェクトで検討中の方策(参考)
3. 区社協ヒアリングの結果について(中間報告)
4. その他
 - 京都市職員の派遣について

第8回

＊日時:平成 19 年 10 月 30 日(火) 13:30～15:00

＊会場:ひと・まち交流館 第3会議室(3階)

◆協議題(主なもの)

1. 人件費の収支予測と当面の方策
 - (1)今後の人件費収支の推移予測(試算)
 - (2)当面の方策
2. 『経営改革方策』の確定に向けて(検討内容の現況報告)
3. 委員会報告書のまとめに向けて

第9回

＊日時:平成 19 年 12 月 18 日(火) 13:30～15:00

＊会場:ひと・まち交流館 福祉ボランティアセンター・ミーティング室

◆協議題(主なもの)

1. 経営改善特別委員会報告(素案)
2. 当面の人件費問題への対応について

京 都 市 社 会 福 祉 協 議 会 基 本 計 画 ・ 地 域 福 祉 推 進 計 画

平成 2 0 年 4 月

社会福祉法人京都市社会福祉協議会